

「平成 25 年度予算要求内容の公開」に対する市民意見の内容及び市の考え方

「平成 25 年度予算要求内容の公開」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

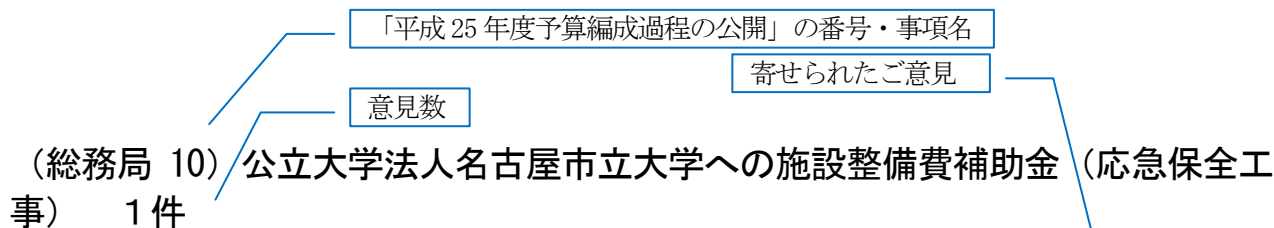
いただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見については、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、一部要約又は分割して掲載しておりますのでご了承ください。

-
- 1 募集期間 平成 24 年 12 月 11 日（火）から平成 25 年 1 月 8 日（火）
 - 2 意見数 701 件
 - 3 性別 男性 285 件、女性 406 件、不明 10 件
 - 4 提出方法 ファックス 530 件、電子メール 129 件、持参 30 件、郵送 12 件
 - 5 意見の内訳
 - (1)政策的な判断が必要な事業（144 件）
 - ①臨時・政策経費（141 件）
 - ②外部評価実施事業（3 件）
 - (2)新規・拡充事業（17 件）
 - (3)廃止・縮小事業（393 件）
 - (4)使用料・手数料改定等（143 件）
 - (5)その他（4 件）

1 政策的な判断が必要な事業

(1) 臨時・政策経費



市から補助金を出すのなら、若者だけではなく、社会人の名古屋市民も学習できる場になってほしい。そうでなければ私立の大学と同じで、補助金を出す理由がないと思う。

(市の考え方)

本補助金は、市立大学で学ぶ学生や働く教職員のみならず、市民の皆様により良い環境で図書館をご利用いただくため、老朽化した空調熱源設備の更新に必要な経費を補助するものです。

なお、市立大学では、入試に社会人のための特別枠を設けるなど積極的に社会人大学生を受け入れているほか、市民の皆様を対象とした公開講座の開催や学生の授業の公開などを行っており、今後も広く市民の皆様により良い場を提供できるよう努めてまいります。

ご意見に対する市の考え方

(財政局 1 (交通事業への支出分)) 自動車運送事業経営健全化出資金 1 件

乗客が少ない市バス路線は、本数を減らさなければ、経営がたちいかない。

(市の考え方)

交通局では、市バスの運行回数について、需要に応じたものとしつつ、公共の福祉の観点から、市民の移動手段を確保するために、需要がわずかな場合でも1時間に1回の運行を確保することを基本として設定しております。日常生活にとって不可欠な路線を維持してきたことが、市バス事業の資金不足が累積した主な要因であり、その縮減のため、交通局では収入増加方策や支出抑制方策など経営改善に努めており、一般会計からも出資をしております。

(市民経済局 1) ボランティア活動の促進 1 件

ボランティアの促進はよいが、新たにイベントをして促進になるかどうか疑問である。もっと地道な取り組みをするべきではないか。

(市の考え方)

ボランティア活動に参加している市民の割合は依然として低い一方で、条件さえ合えば活動を行いたいという市民は多くみえます。本事業は、このような市民の気持ちを後押し、積極的にボランティア活動に参加するきっかけを作っていくために広く市民が参加できるイベントを開催するものですが、平成 25 年度は他の事業においてボランティア活動の促進に取り組んでいく中で、優先度などの観点から予算計上を見送りました。

また、これらの事業と併せて、ボランティアに関する情報発信や講座の開催など地道な取り組みを進めていくことで、ボランティア活動の促進に努めてまいります。

（市民経済局 4）人権啓発等活動拠点の整備 1 件

人がたくさんいるところでなければ意味がない施設なので、建物をつくるのではなく、都心で借りることを考えてほしい。男女平等参画推進センターや女性会館とあわせて、一つの施設にしてはどうか。

（市の考え方）

人権啓発等活動拠点は、利用者の利便性を考慮し、都心の地下鉄駅から徒歩 10 分以内の場所にある市の既存施設である伏見ライフプラザ内に設置します。

また、伏見ライフプラザ内には、講演会や映画会など従来事業の継続実施に適した 500 名程度の収容能力のあるホールがあること、さらには、伏見ライフプラザ内を含め伏見近辺には教育関係施設が所在しており、子どもたちの人権学習との連携や来館促進にも繋がることから、人権啓発等活動拠点の設置にふさわしい場所であると考えています。

（市民経済局 5）街頭犯罪抑止環境整備事業助成 1 件

防犯カメラの設置と、防犯灯の LED 化が同じ事業というのはおかしいと思う。LED 化は、省エネルギーという目的ならわかるが、犯罪防止というのであれば、LED にすることで向上するとは思えない。

（市の考え方）

本市では、防犯灯は、市民の犯罪との遭遇可能性を回避し、体感治安の向上に資する重要なツールであるとしてとらえています。

本事業では、防犯灯を LED 化することで、電気代や球替え等の地域負担が軽減されることにより、防犯灯の増設や、防犯パトロール等の地域の生活安全活動をより充実して行うことができ、犯罪抑止効果や体感治安の向上を図ることができると考えております。

また、防犯灯の LED 化を契機に、犯罪抑止の観点から効果的な LED 灯の設置場所などについて地域で話し合いやパトロールが行われ、そのことにより、防犯意識の高揚と地域の防犯力の向上を図ることも目指しています。

（市民経済局 6）自転車シミュレータ 1 万人体験大作戦 1 件

公園や小学校の校庭で、普通の自転車を使ってやればよいことだと思う。

（市の考え方）

自転車シミュレータは、自転車運転時のルール・マナーについて、子どもから大人まで、わかりやすく学ぶことができる体験型の交通安全教材です。

実際の自転車を使った交通安全教室とともに、体験型の教材を活用することで、効果的な交通安全教育や啓発活動を行ってまいります。

（市民経済局 8）中小企業の人材確保を支援する企業研究発信事業 1 件

本来は市がやることではないと思うが、若者が就職できないということが市の将来にとって問題だということであれば、企業への補助や支援ではなく、学生へのサポートという観点で実施すべきだと思う。

（市の考え方）

市内の中小企業を雇用面から支援し、競争力の強化を図ることは、本市の産業活性化にとって重要であると考えております。本事業は、就職活動を控えた学生への支援として、大学1～2年生の学生に企業研究を通し市内の優良中小企業の存在を知っていただく機会を設けるとともに、中小企業の情報発信を促すことで中小企業の人材確保を支援するもので、双方への支援により市内の求職・求人ニーズのマッチングを目指すものですが、就労支援に資する事業全体を検討する中で、優先度などの観点から予算計上を見送りました。

（市民経済局 9）なごやワーク・ライフ・バランス実践企業の育成 1 件

企業自身や国がやるべきことで、市がやることではないと思う。

（市の考え方）

国が平成 19 年に策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、官民が一体となって労働時間等の改善、多様な働き方の推進などの取り組みを行うこととされており、地方公共団体についても、その行動指針の中で、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業の取り組みを積極的に支援することとされています。

ワーク・ライフ・バランス推進に実際に取り組むのは企業ですが、市は専門家を派遣し研修や業務改善に向けた助言・提案等を行い、その取り組みを支援してまいります。これにより、企業の経営効率化や人材確保・定着を促し、地域の企業の持続的発展につなげていきたいと考えております。

（市民経済局 12）芸術創造センター舞台設備改修の設計 1 件

文化小劇場ができたので、芸術創造センターの設備も、簡素にしていきたいと思います。

（市の考え方）

今回の改修内容は、反響板を始めとする吊物や迫りといった、舞台の基本的な設備に関するものです。市民の皆様が安心安全に利用していただくために、老朽化した設備を更新するものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。

（市民経済局 16）区役所・支所への災害対策車両の配備 1 件

大規模災害時のためという理由で、いま新しく車を買うべきではないと思う。普通の車を買ったときに、災害時にも活用できる車種を選んで、日常にも使用すればよいと思う。

（市の考え方）

区役所は災害発生時に区災害対策本部として、広報活動、情報収集活動、災害救助物資の輸送等を行います。

現在、区役所に配備されている公用車は普通乗用車、軽自動車为主で、災害時に想定される悪路では走行に支障をきたす恐れがあります。

そこで、区災害対策本部としての機能を強化するため、現在の公用車の買い替えにあわせて四輪駆動車を配備する予定でございます。

(市民経済局 18) 地域活動への参加促進事業 1 件

ボランティアの促進と別に事業を行う必要はないと思う。

(市の考え方)

本事業は、市民の皆様の町内会・自治会活動をはじめとする地域活動への関心を高め、参加のきっかけとするための広報や講演会を実施するものです。より多くの市民の皆様が、地域活動へ参加することにより、隣近所をはじめ地域と関わり合い、災害時等における助け合いの関係を築くなど、地域コミュニティの一層の活性化を図るとともに、地域団体が抱える活動の担い手不足等の課題に対しても支援していく必要があると考えております。

(市民経済局 22) 中村区役所移転改築基本調査 1 件

区役所よりも、住宅を優先すべきだと思う。

(市の考え方)

中村区役所は、昭和 39 年度の完成で、老朽化が著しいことに加え、社会環境の変化により窓口、待合スペースが狭隘化しています。

今後も、地元の要望をふまえ、区役所庁舎の移転改築について検討してまいりたいと考えていますが、平成 25 年度においては、優先度などの観点から予算計上を見送りました。

(市民経済局 23) コミュニティセンターの建設・運営 1 件

学校の空き教室をコミュニティセンターにしてはどうか。もし、今後もコミュニティセンターを建設するなら、いろいろな市の施設で会議室はなくてもよいと思う。

(市の考え方)

コミュニティセンターは、地域住民の連帯とコミュニティ活動の推進を図るための活動拠点として、コミュニティ地区（概ね小学校の通学区域）単位で設置しており、建設用地の確保や住民からの建設要望など、条件の整ったところから順次整備を進めています。

(市民経済局 24) 商店街共同施設震災対策事業助成 1 件

営利のために設置したアーチやアーケードなので、助成はすべきではないと思う。どうしても震災対策の観点から放置できないなら、助成は撤去に限定すべきである。

(市の考え方)

商店街団体が設置したアーチやアーケードにつきましては、買い物客や地域にお住まいのかたの利便性の向上、まちのにぎわいづくりに貢献するとともに、道を明るくすることで安心安全にも寄与しているところです。撤去だけでなく、耐震補強に対しても助成することにより、引き続き、利便性やまちのにぎわいづくりの機能を残しつつ、より安心して買い物をしていただける商店街づくりを進めてまいりたいと考えています。

（市民経済局 25）女性のあきないチャレンジ応援事業 1 件

街のにぎわいづくりという目的と、女性の出店への支援ということが、一致していないと思う。

（市の考え方）

商店街の利用者の多くを占める女性や高齢者にとって利用しやすい、女性ならではの魅力的な店舗の出店を支援することにより、商店街の空店舗の解消や街並みの改善に繋がるものと考えており、引き続き効果的な支援について検討してまいりたいと考えていますが、平成 25 年度においては、優先度などの観点から予算計上を見送りました。

（市民経済局 26）挑戦型中小企業創出プロジェクト 1 件

営利事業に対する支援は基本的にはすべきではないと思うが、活性化の効果が見込める、新しいチャレンジに限定するならば、ありえると思う。

（市の考え方）

市内の中小企業を支援し、その経営基盤の強化や取組み意欲を高めることは、本市の産業の活性化に重要であると考えております。

本事業は、新製品開発や技術開発に取組み、全国展開に強い意欲を持つ市内中小企業を対象にセミナーの開催や販路拡大に対する支援などを行い次代の名古屋を支える企業群の形成を目指すもので、この事業の実施により本市産業の活性化を図ることができるものと考えています。

（市民経済局 27）産業立地促進助成 1 件

営利事業への支援は基本的にはすべきではないと思う。航空宇宙産業やナノテクのように、明確な戦略や対象の集中があればまだよいと思うが、これにはない。

（市の考え方）

名古屋市では、平成 23 年に産業振興ビジョンを策定し、ビジョンにおいて本市が目指す地域産業、就業の姿の実現に向けて、重点的に活性化を図る産業分野として「環境・エネルギー課題解決産業」、「医療・福祉・健康産業」、「クリエイティブ産業」、「先端分野産業」、「サポート産業」の5つの分野を定めており、産業立地促進助成についてもこの5分野を対象に実施しております。

（市民経済局 30）中小企業海外販路開拓支援事業 1 件

営利事業に税金を使って支援をするには、なんらかの戦略や理由がいると思う。中小企業というのは、その理由にはならないと思うし、中小企業に限定して支援する理由もないと思う。

（市の考え方）

独自で事業拡大を図れる大企業とは違い、中小企業は、海外販路開拓に意欲があっても、ノウハウを持たず、なかなか取り組むことができません。

中小企業を支援し、本市の産業を活性化させることが重要であると考えており、本事業は優れた製品・技術を持った市内中小企業の海外販路開拓の拡大を支援していくものです。

(市民経済局 31) 中小企業事業継続計画策定支援事業 1 件

営利事業に税金を使って支援をするには、なんらかの戦略や理由がいると思う。中小企業というのは、その理由にはならないと思うし、中小企業に限定して支援する理由もないと思う。

(市の考え方)

震災に見舞われた場合に、名古屋市の産業基盤をできる限り早期に回復させるためには、個々の企業において事業継続計画を策定しておくことが重要であると考えています。また、中小企業の事業継続計画策定割合は大企業と比べ低く、経営基盤がぜい弱な中小企業については、重点的な支援が必要であると考えています。

(市民経済局 32) 小規模企業者経営改善相談事業 1 件

営利事業に税金を使って支援をするには、なんらかの戦略や理由がいると思う。小規模企業というのは、その理由にはならないと思うし、小規模企業に限定して支援する理由もないと思う。

(市の考え方)

市内事業所の約7割を占める小規模企業者においては、消費の低迷による受注の減少などにより、厳しい経営環境に置かれています。

また、経営者の高齢化や設備の老朽化など多くの経営課題に直面しており、事業の継続に不安を抱えていると思われます。

そこで、小規模企業者の経営改善を図り経営基盤を強化するため、専門の相談体制を強化・充実させることで市内小規模企業者を下支えしていく必要があると考えています。

(市民経済局 33) 小規模企業者設備投資促進助成 1 件

営利事業に税金を使って支援をするには、なんらかの戦略や理由がいると思う。小規模企業というのは、その理由にはならないと思うし、小規模企業に限定して支援する理由もないと思う。

(市の考え方)

市内事業所の約7割を占める小規模企業者においては、消費の低迷による受注の減少などにより、厳しい経営環境に置かれています。

また、経営者の高齢化や設備の老朽化など多くの経営課題に直面しており、事業の継続に不安を抱えていると思われます。

そこで、小規模企業者の設備投資の促進を図るため、支援を行うもので、市内産業の活性化が図られるものと考えております。

(市民経済局 35) 主体性のある消費者育成事業 1 件

消費生活センターが普段すべきことだと思う。

(市の考え方)

消費生活センターでは、消費生活に関する相談業務や啓発事業を行っておりますが、昨今の複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、消費生活センターの機能強化を図るとともに、消費者被害の未然防止のため、消費者自らが主体的かつ合理的に行動することができるよう教育・啓発事業についても一層の推進を図ってまいります。平成 25 年度においては、優先度などの観点から予算計上を見送りました。

（市民経済局 39） 武将観光の推進 1 件

観光の推進自体は賛成だが、キャンペーンよりも、名古屋城に行くと、いつも武将がいるというようにしたほうがよいと思う。

（市の考え方）

開府 400 年を契機として、武将を活かした名古屋の魅力を発信するとともに、おもてなしの充実を図るため、平成 21 年 11 月に「名古屋おもてなし武将隊」を結成しました。現在、名古屋城において来場者のおもてなしについて、平日2名、土日休日は5名（月1回は10名）で毎日行っています。

今後も、また訪れたいくなるようなおもてなしの充実や情報発信に取り組んでいきたいと考えています。

（市民経済局 43） 工業研究所中間実験工場耐震改修設計 1 件

営利行為だから、工業研究所によって利益を得る企業が全額負担すべきだと思う。支援をするならば、戦略をもった新しいチャレンジに限定すべきである。

（市の考え方）

工業研究所は、工業技術に関する研究及び指導を行い、中小企業の生産技術の向上に資するため設立され、技術相談、依頼試験・分析、受託研究、技術者研修、会議室等の提供などの事業を行っています。

ご指摘の「戦略をもった新しいチャレンジ」につきましては、受託研究において、新製品の開発、生産方法の改良など、その企業のオンリーワン技術の開発として実施しているところであり、その他の事業につきましても、同様の効果を持つものと考えています。

技術の進歩を広く普及し、利用していただくことが、利用企業者だけでなく、広く市民の福祉の向上につながるものと考えています。

なお、中間実験工場耐震改修設計については、優先度などの観点から、平成 25 年度においては、予算計上を見送りました。

（市民経済局 44） 工業研究所の応急保全工事 1 件

営利行為だから、工業研究所によって利益を得る企業が全額負担すべきだと思う。支援をするならば、戦略をもった新しいチャレンジに限定すべきである。

（市の考え方）

工業研究所は、工業技術に関する研究及び指導を行い、中小企業の生産技術の向上に資するため設立され、技術相談、依頼試験・分析、受託研究、技術者研修、会議室等の提供などの事業を行っています。

ご指摘の「戦略をもった新しいチャレンジ」につきましては、受託研究において、新製品の開発、生産方法の改良など、その企業のオンリーワン技術の開発として実施しているところであり、その他の事業につきましても、同様の効果を持つものと考えています。

技術の進歩を広く普及し、利用していただくことが、利用企業者だけでなく、広く市民の福祉の向上につながるものと考えています。

なお、応急保全工事については、優先度などの観点から、平成 25 年度においては、予算計上を見送りました。

(市民経済局 45) 工業研究所の試作支援機能整備調査 1 件

営利行為だから、工業研究所によって利益を得る企業が全額負担すべきだと思う。支援をするならば、戦略をもった新しいチャレンジに限定すべきである。

(市の考え方)

工業研究所は、工業技術に関する研究及び指導を行い、中小企業の生産技術の向上に資するため設立され、技術相談、依頼試験・分析、受託研究、技術者研修、会議室等の提供などの事業を行っています。

ご指摘の「戦略をもった新しいチャレンジ」につきましては、受託研究において、新製品の開発、生産方法の改良など、その企業のオンリーワン技術の開発として実施しているところであり、その他の事業につきましても、同様の効果を持つものと考えています。

技術の進歩を広く普及し、利用していただくことが、利用企業者だけでなく、広く市民の福祉の向上につながるものと考えています。

なお、試作支援機能整備調査については、優先度などの観点から、平成 25 年度においては、予算計上を見送りました。

(市民経済局 46) 工業研究所の重点研究緊急対応備品整備 1 件

営利行為だから、工業研究所によって利益を得る企業が全額負担すべきだと思う。支援をするならば、戦略をもった新しいチャレンジに限定すべきである。

(市の考え方)

工業研究所は、工業技術に関する研究及び指導を行い、中小企業の生産技術の向上に資するため設立され、技術相談、依頼試験・分析、受託研究、技術者研修、会議室等の提供などの事業を行っています。

ご指摘の「戦略をもった新しいチャレンジ」につきましては、受託研究において、新製品の開発、生産方法の改良など、その企業のオンリーワン技術の開発として実施しているところであり、その他の事業につきましても、同様の効果を持つものと考えています。

技術の進歩を広く普及し、利用していただくことが、利用企業者だけでなく、広く市民の福祉の向上につながるものと考えています。

なお、重点研究緊急対応備品整備については、優先度などの観点から、平成 25 年度においては、予算計上を見送りました。

(市民経済局 48) 中央卸売市場本場基幹設備の応急保全工事 1 件

営利行為だから、卸売市場を利用する人が全額負担すべきだと思う。また、卸売市場を経由せずに流通するものが増えているようなので、公平の面からも、税金を投入するべきではないと思う。

(市の考え方)

中央卸売市場は、市民の食生活に欠かすことができない生鮮食料品を全国各地から大量に集め、適正な価格で、速やかに分配し、市民に安定的に生鮮食料品の供給を行う公設の卸売市場であり、生鮮食料品の円滑な流通を確保するための中核的な流通拠点です。

その運営経費につきましては、主に市場利用者の使用料等により賄っておりますが、市場の建設改良に要する経費の一部などにつきましては、本市一般会計からの繰入れを行っているところです。今後につきましても、計画的な施設の修繕による施設の長寿命化や、業務委託等による民間の活用などにより、一般会計からの繰入れを可能な限り縮小するよう、効率的な市場運営に取り組んでいきたいと考えています。

(市民経済局 49) 中央卸売市場北部市場青果棟の耐震改修 1 件

営利行為だから、卸売市場を利用する人が全額負担すべきだと思う。また、卸売市場を経由せずに流通するものが増えているようなので、公平の面からも、税金を投入するべきではないと思う。

(市の考え方)

中央卸売市場は、市民の食生活に欠かすことができない生鮮食料品を全国各地から大量に集め、適正な価格で、速やかに分配し、市民に安定的に生鮮食料品の供給を行う公設の卸売市場であり、生鮮食料品の円滑な流通を確保するための中核的な流通拠点です。

その運営経費につきましては、主に市場利用者の使用料等により賄っておりますが、市場の建設改良に要する経費の一部などにつきましては、本市一般会計からの繰入れを行っているところです。今後につきましても、計画的な施設の修繕による施設の長寿命化や、業務委託等による民間の活用などにより、一般会計からの繰入れを可能な限り縮小するよう、効率的な市場運営に取り組んでいきたいと考えています。

(市民経済局 50) 中央卸売市場北部市場基幹設備の応急保全工事 1 件

営利行為だから、卸売市場を利用する人が全額負担すべきだと思う。また、卸売市場を経由せずに流通するものが増えているようなので、公平の面からも、税金を投入するべきではないと思う。

(市の考え方)

中央卸売市場は、市民の食生活に欠かすことができない生鮮食料品を全国各地から大量に集め、適正な価格で、速やかに分配し、市民に安定的に生鮮食料品の供給を行う公設の卸売市場であり、生鮮食料品の円滑な流通を確保するための中核的な流通拠点です。

その運営経費につきましては、主に市場利用者の使用料等により賄っておりますが、市場の建設改良に要する経費の一部などにつきましては、本市一般会計からの繰入れを行っているところです。今後につきましても、計画的な施設の修繕による施設の長寿命化や、業務委託等による民間の活用などにより、一般会計からの繰入れを可能な限り縮小するよう、効率的な市場運営に取り組んでいきたいと考えています。

（市民経済局 51）中央卸売市場南部市場情報システム更新の基本設計 1 件

営利行為だから、卸売市場を利用する人が全額負担すべきだと思う。また、卸売市場を経由せずに流通するものが増えているようなので、公平の面からも、税金を投入するべきではないと思う。

（市の考え方）

中央卸売市場は、市民の食生活に欠かすことができない生鮮食料品を全国各地から大量に集め、適正な価格で、速やかに分配し、市民に安定的に生鮮食料品の供給を行う公設の卸売市場であり、生鮮食料品の円滑な流通を確保するための中核的な流通拠点です。

その運営経費につきましては、主に市場利用者の使用料等により賄っておりますが、市場の建設改良に要する経費の一部などにつきましては、本市一般会計からの繰入れを行っているところです。今後につきましても、計画的な施設の修繕による施設の長寿命化や、業務委託等による民間の活用などにより、一般会計からの繰入れを可能な限り縮小するよう、効率的な市場運営に取り組んでいきたいと考えています。

（市民経済局 52）中央卸売市場南部市場敷地内舗装面オーバーレイ工事 1 件

営利行為だから、卸売市場を利用する人が全額負担すべきだと思う。また、卸売市場を経由せずに流通するものが増えているようなので、公平の面からも、税金を投入するべきではないと思う。

（市の考え方）

中央卸売市場は、市民の食生活に欠かすことができない生鮮食料品を全国各地から大量に集め、適正な価格で、速やかに分配し、市民に安定的に生鮮食料品の供給を行う公設の卸売市場であり、生鮮食料品の円滑な流通を確保するための中核的な流通拠点です。

その運営経費につきましては、主に市場利用者の使用料等により賄っておりますが、市場の建設改良に要する経費の一部などにつきましては、本市一般会計からの繰入れを行っているところです。今後につきましても、計画的な施設の修繕による施設の長寿命化や、業務委託等による民間の活用などにより、一般会計からの繰入れを可能な限り縮小するよう、効率的な市場運営に取り組んでいきたいと考えています。

（健康福祉局 4）シルバー人材センター北部支部事務所の移転改修 1 件

民間団体の事務所なので、市が改修をするのはおかしいと思う。

（市の考え方）

シルバー人材センターは、高齢者が豊かな知識と能力、技術を生かして働くことができるよう、就業の場を提供しています。

本市といたしましては、高齢者の健やかでいきいきとした生活を実現できるよう、高齢者の就業の場の確保が必要であると考えており、シルバー人材センターへ必要な支援を行っているところです。

（健康福祉局 5）熱田福祉会館の移転改築 1 件

高齢者の孤立死対策予防など、いきいき支援センターは福祉として重要な業務を行っているので、いきいき支援センターに一本化すべきだと思う。

（市の考え方）

福祉会館は、趣味・教養講座やレクリエーションの場を提供することにより、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりを支援し、高齢者の健やかでいきいきとした生活の実現を目的として設置しています。

一方で地域包括支援センター（本市では「いきいき支援センター」といいます。）は福祉会館と設置目的が異なり、高齢者の保健福祉に関する総合相談や、要支援、要介護状態になるおそれのある方へのケアマネジメント等を行い、高齢者が地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援しています。

元気な高齢者や、自立した生活に不安のある高齢者など、すべての高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域において安らぎのある生活を営むことができるような社会を目指し、各種施策を総合的に展開してまいります。

（健康福祉局 6）高齢者の見守り支援事業 1 件

高齢者が増加する中で、単身の高齢者もどんどん増加していくはずである。これまでまともな近所づきあいをしてこなかった者にとっては、友人とのつながりを頼りにするか、行政にお願いするしかない。定年後数年たったが、つくづく不安になる。誰だって孤独死はしたくない。地域で身近に相談できるようにしてほしい。高齢者の孤独死対策もしっかりやってほしい。

（市の考え方）

見守りが必要なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加と、それに伴う孤立死の発生に対応するため、市内 29 カ所のいきいき支援センター（地域包括支援センター）に専任の見守り支援員を各1人配置し、地域における見守り体制の機能強化を図ってまいります。見守り支援員は、孤立しがちな高齢者に対して、福祉・介護サービス提供の調整等、1人1人でいねいな支援を実施するとともに、民生委員、民間事業者、地域住民などによる見守りのネットワークの連携を支援してまいります。また、ボランティアに協力いただき、支援が必要な高齢者に対して定期的に電話をかけ、安否確認や相談等を実施してまいります。

（健康福祉局 10）障害者基幹相談支援センターの開設準備 1 件

区役所との違いがわからない。別に設置する必要があるのか。

（市の考え方）

障害福祉制度の運用・実施においては、主に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく障害者福祉サービスの申請の受付や支給決定などの手続きに関する事務を区役所が担い、今回委託による開設を予定した基幹相談支援センターは、障害のある方からの相談を受け、ご本人のニーズに基づいて、生活全般にわたる支援を検討する中で、障害福祉制度の利用が必要な場合は区役所等への申請につなげていくことなどの役割を担うものです。このセンターは、平成 26 年度に、現行の障害者地域生活支援センター（25 カ所）を再編し、身体・知的・精神の3障害の相談等に対応するもので、市内 16 カ所に設置する予定です。

地域で共に暮らすという理念とそのためのサービスメニューも多様化する中で、障害福祉サービス利用者の増加とその方々のニーズにしっかりと応えていく必要があります。こうした中で、障害者の支援に関するノウハウを持つ相談支援事業所に基幹相談支援センターの運営を委託することにより、相談支援事業のさらなる強化を図るものです。

（健康福祉局 11）リハビリ・小児リハビリ専門医師確保 1 件

もともと、こうしたことをしてもらうために、市立大学や大学病院を設置していると思う。追加で補助金を出すのはおかしいと思う。

（市の考え方）

障害者の増加等により、リハビリの必要性が高まる中、全国的な医師不足、特にリハビリ専門医が不足している状況において、障害者にリハビリを提供し続けていくことは将来にわたる課題です。この事業は、障害児者医療に関わるリハビリ専門医を養成・確保し、本市の障害児者医療の向上を図るため、名市大に対してリハビリ講座の設置を要請するもので、平成 24 年度2月補正予算で対応することを予定しております。

（健康福祉局 16）公立老人ホームの指定管理者制度移行準備 1 件

民間ですでにやっている施設なので、移行するのは当然だと思う。

（市の考え方）

民間活力活用の観点から、名古屋市社会福祉審議会の意見等を踏まえ、指定管理者制度の導入を図るものです。

（健康福祉局 17）公立障害者支援施設の民間移管 1 件

民間ですでにやっていることを、民間移管するのは当然だと思う。

（市の考え方）

民間活力活用の観点から、名古屋市社会福祉審議会の意見等を踏まえ、民間移管を図るものです。

（健康福祉局 23）看護職員復職等相談研修事業 1 件

病院でやることだと思う。どうしても市でやるなら、市立大学と大学病院で社会人学習としておこなってはどうか。

（市の考え方）

「なごやナースキャリアサポートセンター」は、平成 25 年度から、中央看護専門学校内に設置する予定ですが、病院だけでなく在宅の場や介護施設で働く方への研修会の開催や、看護師等の資格を持ちながら出産等の理由で離職した方への復職相談等の事業を通じて、看護職員の確保と資質の向上を図ることで、市民の方々への医療サービスの向上を目指したいと考えています。

（健康福祉局 25）八事斎場の基礎調査 1 件

意味がわからないので、わからないものに税金を使うことは反対。

（市の考え方）

本市では、八事斎場1カ所で火葬需要に対応しておりますが、施設の老朽化が進み、近年は補修・改修費用が増大しております。このような状況下で、火葬件数は年々増大しており、今後 30 年間は増加の一途をたどると想定しております。

今回の八事斎場の基礎調査は、今後の八事斎場のあり方の基礎資料となるものですので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

（子ども青少年局 1）家庭復帰支援モデル事業 1 件

職員を配置するのが、なぜモデル事業になるのか、わからない。防止対策というよりも、虐待がおこってしまった後の対応ではないか。事業に反対ではない。

（市の考え方）

被虐待で施設入所していた児童が家庭復帰した後、再び虐待を受けて重篤な被害を受けることや、施設に再入所する例もあり、児童虐待の再発防止に資する事業が必要であると考えています。

この事業は、親子関係調整のための各種援助プログラムを通じて保護者と児童の支援を行い、良好な親子関係のもとで児童が家庭に復帰することを目的としております。

他都市の実施状況を参考にして、本市においては、児童相談所に専任の嘱託職員を配置して、モデル的に事業を実施するものです。

（子ども青少年局 4）なごやすくすくボランティア事業 1 件

児童虐待防止対策は重要だとは思いますが、意味がわからない。

（市の考え方）

児童虐待防止においては、早期発見、早期対応が重要であり、地域における身近な援助が有効と考えています。なごやすくすくボランティアは、地域で子育て中の家庭の身近な相談役となったり、登下校の子どもに声かけをしたりする等の見守り活動、区役所や保健所が主催する子育て支援の事業における協力などを行っています。

(子ども青少年局 11)「保育案内人 (ほいく あんないびと)」の配置 1 件

倍の人数に増やす事に人件費がかかる。それより、実際の保育の方(現場)に予算を投入して欲しい。きめ細やかな対応はありがたいが、これは結果につながらない。

(市の考え方)

保育所に入所を希望する保護者などに対して、一時保育などの多様な保育サービスや幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を専門的に行う「保育案内人」を配置することにより、保育サービスの量的な拡充のみでなく、市民一人一人に向き合った、きめ細やかな対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、名古屋市では、待機児童の早期解消に向けて、平成 22 年度以降、平成 25 年度当初までに、3歳未満児の入所枠 2,400 人分を確保することを当面の目標として定め、平成 24 年9月補正予算までに、目標を上回る 2,814 人分を確保するなど、積極的に対策を進めているところです。

さらに、保育内容の充実を図るため、国が定める基準に加えて、3歳未満の子どもの保育体制の充実や障害児保育・延長保育を始めとする多様な保育サービスの実施等のために、市独自に運営費を大幅に上乗せしております。

(子ども青少年局 12) 公立保育所の社会福祉法人への移管準備 9 件

・待機児童対策や保育の質を低下させないためにも、公立保育園は必要であり、民間移管に反対である。

・公立保育園は、地域に根づいてきた長い歴史があり、公立保育園として守り発展させていくことが大切である。行政が責任をもって保育所運営を行うことを望む。

・公立保育園がしっかり保育をしてくれているので、私たち民間の保育士もそれを指針にして、保育している。民間に移管して本当に子どもの命を守るのか。絶対反対である。

・待機児童数が増えている中で、わざわざ使える保育所を民間に移管するために予算を使うより、そのままにしておき、その分を待機児童対策に使ってほしい。移管によって職員ががらりと代わると、子ども達や親たちへ与える不安、影響は大きいため、反対である。民間移管の計画をなしにしてほしい。

・待機児童が減少したとは言え、その多くは家庭的保育室制度や 10 年賃貸型認可保育園で、経営側にとっても不安定な施策である。公立保育園のまま継続し、むしろ拡充することが必要である。民間社会福祉法人への移管にこれだけの予算をつけるなら、公立で大きい新設園を増園してほしい。

・多くの待機児童がいるのに、公立保育所を無くすのは矛盾している。公立保育所はそのまま残し、新しい民間の保育所をつくる費用に税金を使ってほしい。

・公務員削減のために、公立保育所を利用しないでほしい。

・移管自体は賛成だが、なぜ用地取得が必要になるのか、分からない。

・なぜ、公立保育園を民間委譲するのか、分からない。行政が責任をもって保育所運営を行うことを望む。

・保育はサービスではなく福祉である。アレルギー、障がい児、被虐待児など、コストも人材も必要な子どもこそ、公的にしっかりとカバーしてもらいたい。一時保育なども地域から強く望まれている事業の一つである。もっと公立で取り組まないのはなぜか。

(市の考え方)

名古屋市では、公民の役割分担や民間活力の活用の観点から、平成 21 年9月に「名古屋市公立保育所整備計画」を策定し、公立保育所については、エリア内(概ね1~2中学校区を1エリアとし、全

市を 78 エリアに区分)の民間保育所等とネットワークを作りながら、エリア全体の保育の質の向上や、セーフティネットの充実を図る「エリア支援保育所」として、概ね1～2中学校区に1カ所、計 78 カ所に集約化することとし、平成 28 年度までに 20 園について、社会福祉法人への移管に着手することを目標に掲げております。

平成 24 年 10 月 31 日に残り 15 園の移管対象保育所を公表し、保護者の方の理解が得られるよう丁寧な説明に努めているところであり、今後、保育所の運営に実績のある社会福祉法人を対象に、保育内容や運営等についての条件を定めて公募し、移管先を選定してまいります。

また、保育士が変わることによる子どもたちへの影響を少なくするため、移管前に引継ぎ・共同保育を実施するなどの配慮を行ってまいります。

公立保育所につきましては全体の4分の1で築年数が 40 年を超過しており、老朽化への対応が課題となっています。

こうした中で園舎の形状等を検討し、現地での改築等が困難なものうちの一部については、社会福祉法人への移管に合わせて移転改築を実施していくこととしています。

移転用地の購入に当たっては、保育所用地としての条件や跡地の活用を含めた費用対効果を勘案しながら実施していくべきものと考えております。

一時保育につきましては、週3日以下のパート就労など、最近の多様な就労形態に対応する制度として、平成 25 年度においては3カ所の拡充を行い、合計 40 カ所での実施を予定しております。

(子ども青少年局 17) トワイライトルームの実施 47 件

- ・トワイライトルームと同額を、学童保育への補助金として、予算化してほしい。
- ・留守家庭児童の生活の場や就労支援として、トワイライトルームの実施ではなく、学童保育の助成を拡大し、誰でも入れるようにしてほしい。
- ・トワイライトルームの目指す就労支援は、学童で果たせているので、安易な拡大には反対である。
- ・トワイライトスクールでは外遊びが保障されていない。「行きたくない」と言い出す子ども一人ひとりにきちんと向き合える体制が整っていない。
- ・新規事業を立ち上げるより、今ある学童を充実させることの方が合理的で子どものためになる。学童への補助の拡大を望む。
- ・学童保育の子供の成長への貢献や、父母の団結力が強く、理想的な共助の形である点は、トワイライトルームでは十分ではない。朝9時からという点においても、親が働いている家庭にとって十分でない。
- ・モデル事業の結果も行政で判断するのではなく、広く市民や専門家の意見を反映し判断すべきである。留守家庭児童健全育成会の予算を増額し、金銭的負担を軽減する事が必要である。平成 25 年度より実施予定の 14 校のうち2校では、すでに留守家庭児童健全育成会があり、全く必要性を感じない予算である。モデル事業の結果を再検証し、子育てしながら安心して働き続けることのできる社会とすることを求める。トワイライトスクールも含めて見直すべきである。トワイライトルームについては、白紙に戻すべき事業である。
- ・トワイライトルームが導入されることによる学童の存続が不安である。
- ・トワイライトルームと学童は全く違うものである。学童のある学区でのルームの展開は避けてほしい。
- ・トワイライトルームの保護者負担額が学童保育に比べあまりに安価であり、トワイライトルームと学

童が公平な観点から選択できないので、負担額が公平になるようにしてほしい。

- ・今更、学童保育の機能を持った新規事業を始めるより、ノウハウや地域とのつながりがある学童保育の方が効果的である。学童保育に対する予算の増額を望む。

- ・実績のある民間への委託(助成拡大)の方が効率的である。民間への助成の拡充を含めた予算計上を望む。

- ・トワイライトルームを今のまま続ける方向での予算組みは不要である。

- ・トワイライトルームの前進である放課後子どもプランモデル事業など、様々なモデルを実施した後に事業を検証した上で決める方が、本当に子どものことを考えた事業になる。

- ・学童とトワイライトスクールでは、その役割は異なる。安易にトワイライトルームを拡大しないでほしい。トワイライトと学童保育の役割分担をしっかりと、それぞれの必要性に応じた処置をしてほしい。

- ・トワイライトルームが実施されると、現在トワイライトスクールを 17 時以降利用している人達は、実質負担増である。17 時以降でおやつが提供される様だが、家庭によっては夕食の時間と近すぎて、食生活の乱れにつながり、食育推進に反する。

- ・トワイライトルーム利用者が有料になってしまうことに反対である。

- ・トワイライトルームを試験的に実施しているが、利用者も減り、放課後の保育場所としては疑問が残る。トワイライトスクールと合わせると膨大な予算がとられているようだが、もう少し、事業内容の改善を行ってほしい。

- ・本事業の支出に反対する。トワイライトルームは、今後拡大を見込んでおり、予算はどんどん膨らんでいくものと安易に想像できる。学童保育は、市が責任を持って行う事業でありながら、地域の自主的な事業というスタンスを崩しておらず、少額の補助金で保護者を苦しめている。トワイライトルームを行うことによって、保護者らに安価な託児所を提供することは、安易に子どもを預けることに繋がり、保護者らの子育て放棄を支援することに繋がりがかねない。安価ならば、保護者らに保護者会運営や地域行事や自治会などへの参加といった一定の役割を負わせることが必要である。市は学童保育と協力関係を築き、市民とともに放課後の子どもたちの豊かな生活を保障する事業に取り組むべきである。何よりも、まずは、児童の健全育成を念頭に放課後事業の再考を求める。

(市の考え方)

平成 24 年 3 月にとりまとめた「小学校年齢期における放課後施策の今後の方向性」を踏まえ、平成 25 年度から、トワイライトスクールに就労支援等としての機能を加えた「トワイライトルーム」を実施する予定です。

トワイライトスクールからトワイライトルームへの移行については、子育て家庭のニーズ等を順次把握しつつ、段階的に行っていくため、子育て家庭等の状況によっては、トワイライトスクールを継続していきたいと考えております。

また、トワイライトルームは留守家庭等の児童を対象とした就労支援としての機能とともに、全ての児童を対象に様々な子どもたちや地域の大人が交流して過ごす教育的事業としての機能をあわせもつことを特徴としており、留守家庭等の登録児童のみを対象として、常時固定的なメンバーで家庭的な指導を行っている留守家庭児童育成会とは、それぞれ異なるニーズの受け皿になると考えております。そのため、留守家庭児童育成会についても、国の基準にあわせた運営助成を継続していく予定です。

(子ども青少年局 19) 留守家庭児童健全育成事業にかかる耐震対策 16 件

- ・耐震費用に助成がつくことには賛成である。
- ・全域の借家をカバーするには足りない。もっと増額をしてほしい。
- ・耐震対策費用への助成だけではなく、耐震工事費用も助成してほしい。
- ・工事を計画的に毎年実施できるように予算化することが必要である。担当課も診断の場に立ち会ってはどうか。
- ・耐震の基準に達してない建物でも保障をしてほしい。
- ・学童保育施設の抜本的な改善とともに、市が公的に施設を設置するようお願いしたい。
- ・家賃補助を今の5倍くらいにしてほしい。
- ・借家を借りての育成会では、利用する親達で家賃などの必要経費がプレハブ借用以上に掛かる。市内どこの育成会に預けても同じ利用料であるのが本来の形であり、施設の違いで負担額が変動することはあってはいけないことである。耐震強度に問題のない施設を借りる場合の費用(敷金・家賃など)や耐震補強に必要な費用は、全額行政が負担するべきである。
- ・予算が 21 百万円では、学童数に比べて少ない。夏暑く冬寒いプレハブ小屋では子どもたちのみならず、指導員の労働環境も劣悪になる。耐震対策のみならず、保育施設や環境の改善にも予算をあててほしい。
- ・学童保育所で、耐震診断が必要なのは、古い民家を借りているところであり、ここに耐震診断の費用をかけても、多くが無駄になるほど、強度は低く、補強するなら建替えした方が早いところばかりである。家賃補助の上限が低いため、学童保育所は、耐震診断が必要な古い民家を借りている。家賃補助の増額と移転費用の予算化をお願いしたい。
- ・プレハブの建替え期間を元に戻してほしい。
- ・留守家庭児童健全育成事業と児童館は廃止して、トワイライトスクールに一本化したほうが良いと思う。トワイライトスクールは、学校を活用するので、効率的で公平で、耐震対策も安全だと思う。税金を共働き家庭だけにたくさん使う理屈もないし、教育上も、親の働き方によって、子どもを区別するのがよいとは思えない。

(市の考え方)

留守家庭児童育成会(以下、「育成会」という。)の運営場所につきましては、164 カ所のうち、育成会が家主より貸借している 18 カ所の民家において、新耐震基準への対応ができていない、または確認できていない状況にあります。そのため、その様な運営場所のうち、耐震診断未実施の民家について、平成 25 年度は家主の申請に基づき専門家による耐震診断を実施(非木造住宅については、家主に対し一定額を補助)するとともに、耐震対策が未対応である民家から対応済の運営場所へ移転した育成会に対し、移転経費の補助及び家賃補助限度額の増額を平成 25～27 年度にかけて実施することで、運営場所の耐震化の促進を図ることを予定しております。

(子ども青少年局 20) ひとり親家庭への学習支援 1 件

ひとり親家庭に限らず、学習がしっかりできていない子どもに対して学習を支援することは、当然に学校がすることである。

(市の考え方)

ひとり親家庭については、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されており、ひとり親家庭の子どもに対する家庭での学習支援の充実が必要と考えておりましたが、優先度などの観点から予算計上を見送りました。

(子ども青少年局 21) 子ども・若者の総合支援 1 件

総合支援の意味がわからない。働いている若者、働くべきなのに働いていない若者、教育を受けるべき子どもでは、支援が違うと思う。

(市の考え方)

児童虐待、いじめなどの子ども・若者をめぐる環境の悪化及び、ニート、ひきこもり、不登校などの子ども・若者が抱える深刻な問題を踏まえ、国は平成 22 年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、総合的な子ども・若者支援の施策を推進しています。とりわけ、ニート、ひきこもりをはじめとする困難を抱える子ども・若者支援については、その支援のためのネットワークの整備を求めています。

本市は、子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえ、子ども・若者総合相談センターを核とする官民の支援機関によるネットワークを構築し、その子ども・若者の発達段階や困難な状況に合わせた支援を、適切な機関が実施することで、最終的には、就労など自立できるよう導いていきたいと考えています。

(子ども青少年局 24) 妊産婦歯科診査 1 件

産婦人科について助成をするならわかるが、なぜ、妊産婦だけ、歯科検査を助成するのか、わからない。

(市の考え方)

妊産婦期は、口腔内の環境が変化し歯周病等が発生するリスクが高まるため、特に健康管理に注意を要する時期です。また、妊産婦自らが歯の健康管理への意識を持つことが、乳幼児の歯科保健の向上にもつながります。このことから、妊娠中及び産後の歯科診査を通じ適切な健康管理を行っていただくことを目的として実施しております。

(子ども青少年局 35) 青少年宿泊センターの応急保全工事 1 件

御岳や稲武の施設を残すなら、宿泊センターはやめて、そちらを使ってもらってはどうか。

(市の考え方)

青少年宿泊センターは、比較的自然が豊かな大高緑地等の周辺環境や宿泊機能を生かし、青少年の社会参加体験活動その他の体験活動の促進等を通して社会性及び主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を目的とした市内唯一の青少年のための宿泊施設として運営しております。なお、応急保全工事につきましては、優先度などの観点から予算計上を見送りました。

（住宅都市局 4）金城ふ頭開発の推進 1 件

駐車場は、付近の施設の状況に影響を受け、また、付近の施設の運営に影響を与えるので、付近の施設所有者の共同経営というのが望ましい。市が持つべきではないと思う。

（市の考え方）

金城ふ頭においては、良好な交通アクセスを活用して物流機能とのバランスを図りつつ、広域からも来訪者が訪れるようにぎわいと魅力のある新しい名古屋の名所づくりを目指して開発を推進して参ります。

本駐車場は既存の国際展示場平面駐車場を含め、各施設に点在している駐車場を集約する駐車場として整備するものです。都市交通と物流交通を安全かつ円滑に処理し、渋滞や事故の発生を抑制することは、公共側の責務であり、集約駐車場を含めた都市基盤施設整備は、本市が行うことが適当であると考えております。

なお、集約駐車場については、付近の施設の状況を十分に考慮したうえで整備や運営を行ってまいります。

（住宅都市局 5）揚輝荘の修復整備 2 件

・揚輝荘・聴松閣の修復整備は、今年度末に終了し、8月ごろ一般公開されることになっているが、隣接する揚輝荘座敷は入館できないままになっている。この 2 つの建物は、渡り廊下で繋がっていたものであり、南庭園とともに両館がセットで公開されてこそ、和洋のコントラストの妙、緑地内のレトロ建築として相乗効果と呼び、来館者の人気を博することと思われる。その手始めとして、平成 25 年度で、揚輝荘座敷・南園の修復整備のための調査費予算の計上を要望する。揚輝荘座敷は、現在、時々空気を入れ替える程度の管理で、ゆがみ、雨漏り、腐食などが進んでおり、文化財が取り返しのつかない状態になってしまうことが大いに懸念される。来年度の早急な修復整備へのスタートを要望する。

・揚輝荘に来園される方々の意見（アンケート等）を集約して述べます。①聴松閣が今年度から公開されるということで、南園全体を早く見たい。②揚輝荘は名古屋市民のものであると同時に、名古屋の文化です。死蔵することなく、入館料が有料になってもかまわないので、早く公開してほしい。③揚輝荘は、最盛時の 3 分の 1 以下になったが、少なくとも残された北園と南園は一体となって初めて揚輝荘と言える。早く全体像が見たい。④建物を外からみただけでも、柱の腐食、虫食いや屋根のゆがみが目立つ。最低限の応急処置を施さなければ文化財として復元できなくなる恐れがある。平成 25 年度予算は緊急を要する所から順次、着手いただくことを希望する。

（市の考え方）

揚輝荘につきましては、市民共有の歴史・文化資産として活用するとともに、城山・覚王山地区のまちづくりの拠点施設とすべく、建物及び庭園の修復整備を段階的に行い、順次本格公開を進めていきたいと考えています。平成 25 年度は、劣化状況が著しい揚輝荘座敷について詳細調査を予定しております。

（住宅都市局 10）市営駐車場の耐震補強 1 件

駐車場自体、廃止してよいのではないかと。少なくとも、市営である必要はないと思う。

（市の考え方）

市営駐車場は、円滑な道路交通の確保とともに、地域の発展に貢献しており、必要な施設であると考えております。

また、市が駐車場を持つことにより、長期にわたり安定した運営を図ることができると考えております。

（住宅都市局 18）多数の者が利用する建築物の耐震診断助成 1 件

施設所有者が自己負担でおこなうのが当然である。少なくとも営利目的に使用されている施設は対象外にすべきである。仮に、助成をするならば、大企業だけを除く理由はない。

（市の考え方）

本助成の対象となる多数の者が利用する建築物は、学校、病院、店舗など不特定多数の利用者が多く、大規模地震が発生した場合、多数の市民への被害が発生し、また建物が倒壊した場合、避難路の交通遮断等が予想されるため、その耐震化促進は重要な取り組みであると考えております。資力が弱いと思われる中小企業が所有する建築物について、優先して取り組んでいくことにより耐震化を推進していくものであります。

今後も、耐震化状況の把握に努めるとともに、所有者に対して個別に指導、助言を行ってまいります。

（緑政土木局 5）橋りょうの耐震補強 1 件

必要だと思う。こうしたところに経費をかけるべきであると思う。

（市の考え方）

本市においては、災害発生時において、緊急輸送道路網を確保し、応急対策活動を迅速に遂行するために、重要な役割を果たす緊急輸送道路上の橋りょうについての耐震補強を行い、災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えております。

（消防局 3）港防災センターの設備改修 1 件

防災は大事だとは思いますが、港防災センターはなくてもよいのではないかと。啓発は、建物の中ではなく、人のたくさんいるところで行ったほうが効果はあると思う。

（市の考え方）

名古屋市港防災センターは、防災に関する知識を普及し、市民の防災意識を高める拠点として建設されたものです。この施設では、災害の実態と教訓を伝えるとともに、市民個々のニーズに極力応えることができるように、知識の啓発と研修ができる場所であることが必要です。そのような意味から、いつでも来館できる施設として、必要不可欠な施設であると考えています。一方、施設外においても、引き続き、普及及び啓発に努めてまいります。なお、設備改修については、優先度などの観点から、平成 25 年度においては、予算計上を見送りました。

(消防局 14) 港防災センターの機能充実 1 件

防災は大事だとは思いますが、港防災センターはなくてもよいのではないかと。啓発は、建物の中ではなく、人のたくさんいるところで行ったほうが効果はあると思う。

(市の考え方)

名古屋市港防災センターは、防災に関する知識を普及し、市民の防災意識を高める拠点として建設されたものです。平成 25 年度予算において、この施設の機能充実は未計上ですが、この施設は、災害の実態と教訓を伝えるとともに、市民個々のニーズに極力応えることができるように、知識の啓発と研修ができる場所であり、そのような意味から、いつでも来館できる施設として、必要不可欠な施設であると考えています。一方、施設外においても、引き続き、普及及び啓発に努めてまいります。

(教育委員会 3) 不登校対策の充実 1 件

ぜひ、ここにかかっている施設の整備を検討してほしい。ただ、土地の問題もあると思うから、とりあえずの措置としてサテライトスクールの設置をお願いしたい。いろいろな施設にそういう場所ができれば、保護者も子どもも行きやすい。また、きちんとした指導が受けられるのは、ありがたい。

(市の考え方)

子ども適応相談センターが抱える、狭隘化の緩和や、南部方面からの通所促進を図るため、適応指導型のサテライトスクールを市の南部方面に設置し、早急に対応したいと考えております。

(教育委員会 4) いじめ対策の充実 1 件

いじめ対策と、スクールカウンセラーが結びつかない。新しく設置するスクールカウンセラーは、いじめ対策専任なのか。

(市の考え方)

本市のスクールカウンセラー活用事業は、学校における教育相談体制の充実を図り、児童・生徒のいじめや不登校、問題行動等の防止・解決に役立てることを目的としています。

スクールカウンセラーの配置により、児童・生徒がいじめの問題も含め、悩みや困っていることについて相談しやすい環境の充実に努めてまいります。

(教育委員会 6) 発達障害対応施策の充実 1 件

NPO等による特別支援教育支援員養成講座を受講し専門的技能を身につけたが、支援員として採用されていない。一方、実際には、教諭退職者や教員採用試験予定者が支援講師として多く採用されていると聞いている。養成講座の修了者を優先的に採用する考えはないのか。また、支援員の予算は、文部科学省から一校あたり 1 人分が計上されているが、市の平成 25 年度予算案でさえ、3分の1ほどの人数しか計上されていない。もう少し採用人員を増やさないと、学校現場の実情に対応できないと思う。

(市の考え方)

平成 25 年度において、発達障害対応支援員の増員を予定しています。今後も、発達障害対応支援講師及び支援員も含めた発達障害対応施策について検討してまいります。

(教育委員会 8) 国語力向上の推進 1 件

いままでの学校の授業とどこが違うかわからない。言語文化の鑑賞・体験の内容がよくわからないが、国語力向上とは関係がなさそうに思う。

(市の考え方)

学習指導要領では、伝統的な言語文化に低学年から触れ、生涯にわたって親しむ態度の育成を重視しています。子どもが古典を含めた言語文化に触れることは、学習への意欲を高め、国語力の向上につながると考えております。

(教育委員会 10) 小学生による名古屋港スタディーツアー 1 件

普通に、名古屋港に社会見学に行くということのように思えるので、特別に経費をかけるものとは思えない。

(市の考え方)

子どもたちが郷土に関する学習に取り組む上では、直接実物を見たり触れたりする活動が効果的であり、名古屋港で船に乗って社会見学をすることは、貴重な学習機会になると考えております。

(教育委員会 12) 魅力ある高等学校づくり 1 件

公立高校に魅力や特色が必要だろうか。公立高校の役割は、安い授業料で高校教育を受けられるということだと思う。費用をかけずに運営するべきだと思う。

(市の考え方)

社会の変化や生徒・保護者のニーズが多様化する中、公立高校において魅力や特色を持つことは必要と考えております。

今後、より魅力のある市立高等学校づくりのため、効率的な運営に配慮しつつ、計画を推進してまいります。

(教育委員会 15) 学校給食費の公会計化 1 件

公会計化して、給食にかかる経費を大幅に削減して欲しい。

(市の考え方)

学校給食費の公会計化は、現在、小学校等で「私会計」で徴収・管理している学校給食費を、本市の歳入歳出予算に計上し公金として管理する「公会計化」をするものです。平成 25 年度予算では未計上となっておりますが、学校給食費の公会計化の目的である、適正な会計処理の実現など、今後も検討してまいります。

(教育委員会 19) 普通教室の冷房化 1 件

夏休みを増やして、気候のよい季節には土曜日にも授業をしたほうがよいと思う。また、学校はこれから減っていくのだから、設備にお金をかけるのは反対である。少なくとも、学校統合が終わったところ限定すべきである。

(市の考え方)

夏季の気温上昇や生活環境の変化等を勘案し、小・中学校の学習環境の充実を図るための冷房化については、内容を精査するなど、今後も検討してまいります。

(教育委員会 27) 学校用地の取得 1 件

少子化なので、学校の新設は、すべきではないと思う。もし、子供が増える地域があって学校を新設するなら、子供が減っている地域の学校を移転して欲しい。

(市の考え方)

本市では、大規模な学校への対応としましては、30 学級を超える見込みの学校を対象として、分離新設校の整備などにより、その解消に努めています。また一方、小規模な学校への対応としましては、小規模校対策に関する実施計画に基づき、クラス替えのできない学年が生じる 11 学級以下の学校を対象として、統合などにより、その解消に努めてまいります。

(教育委員会 34) 歴史の里の整備 1 件

ここに経費をかけるならば、見晴台はやめてはどうか。

(市の考え方)

「歴史の里」として保存活用を予定している志段味古墳群と見晴台遺跡のいずれも非常に貴重な文化財であり、今後、文化財としての活用、整備、運営に要する費用等については効率性に配慮しつつ、検討していきたいと考えています。

(教育委員会 42) 生涯学習センターの応急保全工事 1 件

大ナゴヤ大学など市民の取り組みもあるし、学校など別の施設を使えばよいので、学習センターはなくてもよいのではないかな。

(市の考え方)

生涯学習センターは、市民の誰もが気軽に利用できる学習、集会、軽スポーツのための総合社会教育施設であり、広範な生涯学習活動を支援する地域の拠点施設として、現在も多くの自主グループが活動をしております。施設管理業務等について、平成 26 年度に複数区のセンター(3館)に指定管理者制度を導入(平成 25 年度に公募)し、市民サービスの向上、利用者の増加や経費の削減を図り、その検証後、他のセンターへも拡大することを検討します。

(教育委員会 46) 博物館の応急保全工事 1 件

ともに大規模改修が必要なら、博物館は、美術館と統合し、白川公園に集約したほうがよいと思う。

(市の考え方)

博物館と美術館ではその役割が異なるため、統合は困難と考えております。

(教育委員会 55) 瑞穂公園陸上競技場の改修 1 件

スポーツ施設を瑞穂公園に集約するために、経費をかけてよいと思う。サッカーのほうが陸上競技よりもニーズが高いと思うので、サッカーも国際試合ができるようにしてほしい。

(市の考え方)

瑞穂公園陸上競技場では、陸上の全国大会や AFC チャンピオンズリーグ等のサッカー国際試合等を開催しております。今後も、魅力ある総合運動公園を目指し、必要な整備に努めてまいります。

1 政策的な判断が必要な事業

(2) 外部評価実施事業

(市民経済局 3) 工業研究所 1 件

工業研究所は、休日には使わせてもらえない。また、分野も固定してしまっており、利用しているのも特定の市外の企業が多い。場所は志段味に移転し、運営も産業振興公社が行った方がよい。

(市の考え方)

工業研究所は、利用者の利便性を図るように多くの企業の開業日である平日に開所し、工業技術に関する研究及び指導を行っております。

当地域は、重工業加工型業種の比率が高いため、特に機械、電子、化学の分野に重点を置き、不十分な分野に関しましては県等の機関を紹介するなど連携を図り、適切な対応に努めているところです。

また、技術相談、依頼試験・分析それぞれ年間2万件以上の実績の他、受託研究、技術者研修など広く企業の方々にご利用いただいております、複数回のご利用も多数あるところです。

場所や運営に関しましては、利用者へのアンケートの回答によれば、当所を選んだ理由として「市の公的機関であるため安心できる」(47.8%)という理由が最も多く、「技術相談から試験分析、製品開発までトータルなサポートを受けられる」(39.5%)に続き、「場所が近い」を選択した方は38.5%となっており、全体として74.4%の方に「満足した」という回答をいただいております。

(健康福祉局 2) 高年大学鯨城学園 2 件

・高齢者でボランティア活動を希望する人への活動場所の紹介とそのための研修の機関にすべき。今の場所は廃止して、シルバー人材センターと一体化するのがよい。名称も、シルバーボランティア人材センターにする。

・高齢者が学ぶことはいいことだが、そのために一つ学校を持つことはない。公民館などにおいて、老人会や学習グループで行うとよい。

(市の考え方)

平成 23 年度に実施された行政評価の結果を踏まえ、平成 24 年度において、有識者や公募による市民委員等をメンバーとした専門分科会を社会福祉審議会に設置し、高齢者の生きがい施策について審議を行う中で、鯨城学園についても施設の存廃を含めた検討を行ってきたところです。

検討の結果、鯨城学園につきましては、地域活動を推進するリーダー層の育成や、高齢者の生きがいを高め社会参加を促す場として重要な役割を担うことが期待される事業であり、抜本的な見直しを前提条件として、引き続き事業を実施することが適当との意見具申が社会福祉審議会からなされたところです。

当該意見具申を踏まえ、平成 26 年度から抜本的な見直しを行うことを前提として、現行の指定管理者制度に基づき、事業を継続することといたします。

なお、見直しの内容としましては、定員(学生数)の拡大、年額授業料の値上げ、プログラムの見直し等により、運営経費(指定管理料)を半減し、公費負担を縮減することといたしております。

2 新規・拡充事業

（市長室 1）南京市友好都市提携 35 周年記念事業 2 件

- ・なぜ暴動が起きた中国に対し、わざわざお金を出して音楽会を開くのが疑問。信号機のない交通量の多い交差点に、信号機を建てた方が良いと思う。
- ・確実に予算をつけることを要望する。少なくとも平成 25 年度の 35 周年記念事業の予算はつけ、名古屋市と南京市の友好関係の復活を望みたい。本来、関係修復のためには 30 周年と同額の予算では足りず、市民の相互交流の予算をもっとつけることも検討してほしい。35 年続いてきた名古屋市と南京市の友好都市関係を、市民としては今後も続けてもらいたい。

（市の考え方）

本市と南京市は昭和 53 年(1978 年)に友好都市提携をして以来、さまざまな分野で交流を深めてまいりました。友好都市提携 35 周年を記念して行う本事業を通じて、両市の相互理解と友好親善の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

（健康福祉局 13）生活保護適正実施の推進 13 件

- ・福祉事務所の業務に必要な知識・経験は、福祉的なものであり、警察官 OB の専門性とは全く異なり、窓口対応や同行業務などに相応しくないこと、また、警察官 OB を福祉現場に導入した他の地域で、市民への人権侵害行為が起こっていること、市の福祉事務所では、査察指導員やケースワーカーの増員が追いついておらず、業務のトラブルや不正受給増加の原因は、職員の圧倒的な不足に起因すること、さらには、現在でも警察に相談者が暴力団員かどうかを確認しているため、導入の必要性がないことから、警察官 OB 嘱託員を区役所に配置すべきでない。必要なのは、ケースワーカーや査察指導員の増員や、社会福祉の知識を持った専門家の配置・増員である。全国的に最悪といえるケースワーカーの不足は、市の責任である。
- ・安易な警察官 OB の導入は、本当に必要な人が生活保護申請を思いとどまってしまうような事態を招きかねず、問題の根本的な解決から遠ざかってしまう。
- ・保護係は、生活に困った人が相談に訪れるところであり、生活保護は最後の砦であり、警察官 OB が常駐すれば、生活保護を受けることに躊躇して相談の足が遠のくことが危惧される。警察官 OB より、ケースワーカーと査察指導員の増員が先決である。受給者の状況をよく把握して、適切な対応やきめ細かな援助をしていくことが不正受給等をなくすことにつながる。生活保護バッシングや、生活保護給付水準引き下げなどが画策される一連の流れの中で出てきた予算案に強く反対。
- ・社会福祉の専門家やケースワーカーを増やして、一人で 80～120 人を持つ状態を改め、一人一人の相談者としっかりと向きあい、相談者が自立できるよう仕事をしてもらうことが、一番求められていることである。
- ・生活保護受給者として事業に反対。生活保護受給者には、人間らしい最低限の生活を営む権利がある。また、路上生活者が増えており、仕事がない、又は派遣社員で解雇され、行くところもない中では、警察官 OB でなく、福祉の手が必要なので、専門の人を増やしてほしい。
- ・弱者の生存権を侵すような形で制度の改定が行われようとしているが、生活保護の受給者が実際にどんな生活をしているのか、自立に向けてどんな活動をしているのか、そして、生活保護から抜け出せないとなれば何が原因なのか、検証が必要である。警察官 OB の配置より、むしろ若者の雇用機会の拡大、専門職としての育成による経験の蓄積や過剰な担当数の軽減によって、市民生活の支援と信頼関係の確立の立場で、人材確保と市民生活支援こそ進めてほしい。

(市の考え方)

この事業は、近年、生活保護受給者が増加する中、地区担当員などが暴行を受ける事件が多発しており、また生活保護の不正受給についても増加していることから、地区担当員との同行訪問や不正受給事案に対する告訴等の検討の支援のために、生活保護適正実施推進支援員(警察官OB嘱託員)を4区役所に配置し、生活保護の適正実施を推進するものです。

本市においては昨年度地区担当員に対する強盗事件等も発生しているところであり、暴力行為が懸念される場合における職員の安全を図る上でも、経験や知識を有する警察官OB嘱託員の配置が必要と考えております。また、警察官OB嘱託員は、あくまでも地区担当員等の訪問や面接時に同席することを想定しており、単独で訪問・面接することや保護の決定等に携わることは想定しておりませんし、生活保護の申請権を侵害するような行為は厳に慎むよう指導していくところでございます。

なお、職員の増員については、平成 25 年度は地区担当員 34 人、査察指導員 1 人の増員を予定しており、引き続き実施体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

(子ども青少年局 3) 産休・育休あけ保育所入所予約事業 1 件

産休・育休明けの子どもを多く受け入れているが、予約事業所でないため、看護師の配置がない。突然発熱したり、転んだりしただけでもけがをしやすい乳児だからこそ、丁寧に保育することや病気にかからないための予防や父母への保健・衛生健康についての知識の伝達などが必至である。乳児園全園に看護師の配置がかなう予算をつけてほしい。

(市の考え方)

産休・育休あけ時に保育所に入所できるよう、産休・育休開始時に入所する保育所を指定して予約を行う保育所入所予約事業について、平成 25 年度において、比較的小規模な保育所でも事業に取り組むことができるよう、新たに3人型を創設し、実施力所数を拡大することで、子育て家庭に対する就労支援の充実を図ってまいります。

なお、新たに創設する3人型を実施する保育所には、看護師配置にかかる経費を補助することで、子どもの発達支援、感染症予防、病気への対応等保健医療面の充実を図ってまいります。

(子ども青少年局 4) アレルギー対応補助金 1 件

アレルギー対応補助金が 1 万円から 2 万円に増額されるということであるが、現場では実際にアレルギー食品の価格はとても高額で、炊具など、調理器具を分けたり、食器を分けたりと、徹底して対応していくには、まだまだ補助が必要である。

(市の考え方)

近年ニーズが高まっているアレルギー対応について、保育所では食物アレルギーにかかる栄養面に配慮したメニュー作成や栄養管理にかかる業務に加え、ハウスダストや薬剤といった日常生活におけるアレルギーへの対応も必要になってまいります。

そのため、栄養面、保健・衛生面での専門知識を有する職員の確保や職員の専門性の向上にかかる研修、保育環境の向上に必要な経費などを補助することで、アレルギーを持つ児童への対応についてより一層の充実を図ってまいります。

3 廃止・縮小事業

(健康福祉局 1) 障害者福祉施設運営費補助金（管理費改善費） 45 件

- ・補助金を廃止すると、施設の運営が難しくなったり、職員の処遇の低下や利用者のサービス低下につながったりするので、補助金の廃止をしないでほしい。市はしっかり責任をもってほしい。
- ・障害者自立支援法により日割単価になり施設経営が不安定な上、現状でも運営が厳しいのに、これ以上の削減はしないでほしい。
- ・障害者自立支援法へ事業移行したことにより、多くの事業所で減収になっているにもかかわらず、さらに補助金廃止になるのはおかしい。せめて現状維持するべき。
- ・補助金を削減しないでほしい。削減されると職員が減り、重度者の利用が多いのに手がいきとどかなくなる。
- ・事業の廃止は福祉施設で働く職員にとっては労働条件が悪くなり、生活が苦しくなる。必要な補助金の削減ではなく、拡充をお願いしたい。
- ・補助金を廃止すると、職員の処遇が悪くなり、福祉職員を削減したり、非正規化を進めたりして、専門性が求められる業種でありながら低下していく。
- ・管理費改善費の廃止は、施設職員の就業意欲を低下させるものになりかねない。市は責任をもって廃止すべきでない。
- ・少しでも若い人々が福祉職場で働きたいと思えるように、職場の改悪を進めるような補助金の削減はやめてほしい。
- ・現状でも低賃金のため結婚できない人や生活に困窮している職員が多く、補助金カット廃止でますます困窮する職員や離職者が増えるのが目に見えているので、このような廃止、縮小はやめてほしい。
- ・補助金のカットは労働者の賃金が下がる原因になると思う。利用者への豊かな支援は、労働者の安定した生活も必要な要素になると思うので、補助金のカットには反対。
- ・福祉介護職員処遇改善加算が給付費に加わることになったものの、職員の低賃金の状況は改善されていない。今回の補助金の廃止は、処遇改善の流れに反し、市としての福祉への公的責任を更に放棄することになる。必要な補助金の削減は止め、拡充してほしい。
- ・民調制度の廃止により、給与を削減されたことがこたえているが、それでもふんばっているのは、障害者の生活を少しでも豊かにと願っているからである。補助金が削られて、人件費が削減されれば、仕事を続けられなくなる。
- ・4つの通所施設で 400 万円弱の補助金をいただいており、これが半減して、ゼロになるということは、運営や職員の労働条件に悪影響をもたらす。この間、利用者数を増やし、開所日数を増やし対応しているが、退職者が出て、常勤の新規採用者が集まらない。補助金の現状維持をしてほしい。
- ・補助金を廃止すると利用者への不利益につながる。
- ・補助金を廃止すると利用者に質の良いサービスをすることができない。
- ・公的福祉の水準が下がると利用者が不利益になる。今の水準を保つために補助金をなくさないでほしい。
- ・国の制度では社会的に弱い立場の障害者を支える事業に大きな打撃をもたらすのに対し、市独自の支援は障害者の社会参加に大きな役割を果たしているので減額を見直してほしい。
- ・障害者への支援が十分に足りているから縮小するというなら理解できるが、不十分にも関わらず廃

止・縮小事業にする意味がわからない。

・補助金が廃止されると利用者の方の豊かな発達や生活の保障はおろか安全や命を守ることもしかない、補助金の削減・廃止には断固反対。

・福祉施設は、人手不足、予算不足で困っているが、営利企業に公立施設を渡さないためにがんばって引き受けている。このような民間福祉施設の公私間格差是正(民調費)をぜひ残してほしい。

・公立で行う障害者福祉の実践を民間に委ねた以上、市として責任を果たすためにも補助金は継続・拡充すべきで、削減廃止するべきではない。

・本来、福祉施設は公的責任で行うべき性質のものであり、市立の施設がなくなり、公私間格差の根拠がなくなったから廃止という理屈は全く通らない。補助金は、さらに拡充すべき。

・説明無しの一方向的な削減は納得できない。

・市民に知らせることなく、2ヵ年度で廃止することはやめてほしい。福祉職場が「3K」職場である。補助金をやめないでほしい。

・市民意見を聞く前に、大切な補助金を何のために切りすてをやるのかを聞きたい。

(市の考え方)

今回見直しを予定した障害者福祉施設運営費補助金のうち管理費改善費は、施設等の維持管理の改善を目的とする補助金ですが、本市の補助を受けて整備をした施設等に限って補助対象としてきたことから、市の補助によらずに整備した施設等や賃貸物件は補助の対象となっていません。また、障害福祉サービスの実施主体につきましては、社会福祉法人以外の事業参入が進むとともに、事業形態においても賃貸物件の活用が進むなど多様化してきています。平成 24 年 4 月には、障害者自立支援法施行後の経過措置が終了し、社会福祉法人の運営する施設等が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所等へ移行し、実施主体を問わず全ての事業所等が同じ報酬体系となったところです。このように、様々な事業者の参入が進むなど事業の実施主体や実施形態の多様化が進み、全ての事業所等の報酬体系が統一された中、今後どのように補助事業をよりの確に、そして、公平に実施していくかという課題がありました。その一方で、事業利用者の高齢化、重度化や医療的ケアが必要な方の支援など、障害がある方の地域生活を更に支援するための新たな課題への対応が必要となっています。

その方策として今回、管理費改善費につきましては、事業者への影響に配慮しながら段階的に見直すことを予定いたしました。同時に、障害のある方の地域生活の支援を更に拡充するため、日中活動の事業所において重症心身障害者の受入れに必要な看護師が確保できるよう補助制度を拡充するとともに、地域生活に必要な居住の場を確保するため、一般住宅をグループホーム・ケアホームとして利用する場合に建築基準法の規定により必要となる改修工事費の補助実施を新たに予定しました。このように、障害がある方、そして、そのご家族の方へ、より直接的に補助の効果が及ぶ施策への転換を予定したところであり、ご理解をいただければと思います。

また、障害のある方が安心して地域生活を送るためには、利用する事業所等が安定して事業運営できること、そして、そこで働く職員の皆様が安心して働けることが大切です。国においては、平成 24 年 4 月から、職員の皆様方の処遇改善を図るため、報酬の加算として、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算が創設されたところです。本市では、引き続き、処遇改善と併せて、利用者の高齢化、重度化や障害特性に応じて必要となる職員配置や事業所が安定して運営できる報酬体系とするよう更なる改善について、国に働きかけを行っていくとともに、グループホーム、ケアホームや日中活動の事業所が、重度の障害がある方などの安心した受入れに必要な職員を配置するため、独自の人件費補助等の実施(25 年度予定額は、398,951 千円)に努めてまいります。

（子ども青少年局 1）留守家庭児童健全育成事業助成 348 件

- ・緩和措置の廃止に反対である。学童保育の助成金を引き上げて、満額保障してほしい。
- ・400 万円といえども厳しい経営を強いられている学童保育所にとっては貴重な補助金である。すべての学童保育所が以前の基準以上の補助金が出るまで続けなければならない。
- ・以前の助成金から大幅に減額になっている。安全で安心して過ごせる施設、環境などを整備し、学童保育を必要とする全ての児童が豊かな放課後を送ることができるよう、むしろ予算アップをする必要がある。30～40 年、地域で守り続けた学童保育は名古屋市民の宝である。
- ・緩和措置廃止に反対。学童を必要とする児童が増えていっても、受け入れられる学童保育所の数、環境が整っていないといけない。
- ・ただでさえ厳しい予算の中でやっているのに、また減額されたらたまらない。指導員の待遇も向上せず、仕事の継続が難しくなり、指導員の専門性が確立できない。
- ・緩和措置は、過去の小・大規模の助成金を上回るまで継続が必要である。緩和措置を実施しても育成会運営費の半分にも満たないもので、指導員の勤務条件も厳しく、保護者の負担も限界を超えている。
- ・緩和措置が廃止されたら、児童数 20～35 人の育成会は、保育料値上げなどに直結してしまい、ますます運営が大変になる。
- ・学童保育の適正人数である 20～35 人の学童が以前より 60 万円も減ってしまう。当面、国基準の前の水準に助成金額を戻すよう強く要望する。
- ・適正枠の 20～35 人の助成金が一番多くなるよう、見直してほしい。
- ・人数により助成金額が変動する学童保育の助成金の制度自体を再考してほしい。
- ・助成金の人数の規模の規定が段階的になるようにしてほしい。
- ・国基準にあるかどうかは関係なく、現行の助成額そのものが現場の実態と大きくかい離していることが問題である。
- ・緩和措置廃止は、働く母親、母子家庭、父子家庭をさらに苦しめることになる。
- ・助成金緩和措置を廃止しないでほしい。学童の運営が思うように行かなくなると、保育料値上げや、閉所の事態になったら困る。
- ・予算を削るのではなく、現状をちゃんと把握して、学童に通う子どもの状況も考えて、検討してほしい。
- ・保護者の負担額が限界を超えているため、育成会に入りたくても入れない家庭が存在する。必要とする全ての家庭が、利用可能な仕組みが必要である。
- ・学童は、働く父母にとっては、安心して預けられるととても有難い存在だが、家賃、光熱費等、さまざまな経費を支払い運営していかなければならず、父母の負担が大きい。運営のための助成金支給を増額してほしい。
- ・助成金額は数万円でも大きな意味をもつため、将来を担う子どもたちと、納税し経済活動を担っている現役労働者である父母にもっと援助の手を差し伸べてほしい。
- ・夏休みは、親の仕事の始まる時間を考慮して 9 時ではなく 8 時ごろから預かってくれ、夕刻も 6 時までではなく、幅をもたせた柔軟な対応をしてくれるので、子どもは毎日を規則正しく過ごせている。そんな、学童保育の運営に支障をきたすような助成金の削減はやめてほしい。
- ・父母は、学童保育運営のために毎月高い保育料を支払っているが、学童保育は運営が厳しく、忙しい中それをまかなうために、休み返上でバザーを行ったり模擬店をしたり、努力している。そのような状態にも関わらず、市からの助成金はトワイライトに比べて少ないのが疑問である。助成金の

幅な引き上げをするとともに、緩和措置も続けてほしい。

・助成金の減額により、保育料の値上がり、バザー等父母の負担の増、指導員の給与減額など、問題が増える。共働きが当たり前の時代だからこそ、教育、保育の予算を増額するべきである。

・働く親が安心して預けたい場所であるはずが、運営費が足らず、休日を返上して、財政活動にはげまないといけないのは、おかしい。

・運営が厳しくなり、実際に運営できなくなってしまう学童も出てきている。通いたくても通えない子が増えて、その子達はどこへ行けばいいのか。トワイライトスクールやトワイライトルームなど、役割が違うところでは、子ども達をフォローできないため、緩和措置の廃止には反対である。

・指導員の福利厚生費が4年前に減額された。以前の額に戻してほしい。

・学童保育は、学校が休みでも温かい食事を提供してくれる等、親にとって安心して預けることの出来る「第二の家庭」である。緩和措置を廃止することは、在籍家庭に負担を求めるにとどまらず、入所希望者が金銭面で諦めざるを得ない状況を作りだし、子どもにツケが回ることに繋がりかねないため、反対である。

・学童保育は子どもにとって「第二の家」である。このままでは、その大切な場所がおびやかされる。学童保育の存続を危うくすることはしないほしい。

・障害児受け入れの加算を含めて比較することはやめてほしい。

・障害にあわせて、受け入れができる指導員を配置できるよう、受け入れ単価を上げるとともに、必要な人数が配置できる仕組みにしてほしい。

・ひとり親に関する補助を増額してほしい。

・学童への予算を3～4倍にしてほしい。

・入所を希望するすべての保護者が、子どもを入所させることができる学童保育となるよう制度をととのえ、助成金の大幅な増額をしてほしい。

・学童があるおかげで安心して共働きができているので助成金の増額をしてほしい。

・女性の就労支援と子どもの安全を考え、学童保育の充実を希望する。

・親が子育てしながら働けるよう、学童保育所を拡充してほしい。

・学童保育の保育料が高額で、かなり生活が厳しいので、助成金を拡大し、一家庭の負担が減るようにしてほしい。

・学童保育所は、親の生活支援としても大きな役割を担っている。その実情をしっかりと認め、学童保育所への支援を厚くしてほしい。

・建物の中の設備について、基本的なロッカーや机などを標準装備してほしい。

・学童保育の環境を整え、助成金を増額し、保護者の保育料負担を軽減してほしい。

・指導室の家賃補助や専用室の無償貸与の条件が不十分である。無償貸与の方のみ減免というのは、現在の状況においては提供者の促進にはならない。無償という減免条件をなくし、安価で貸し出せるように見直してほしい。

・居住地にかかわらず、質の良い学童保育に預けられるよう、学童保育への助成金を大幅に引き上げてほしい。

・活動場所をもっと広くしてほしい。

・プレハブの建替期間を元に戻してほしい。子どもたちが放課後をすごす施設としては、プレハブでは、冷暖房の効きが悪く、また安全も守られない。本建築のものを希望したい。

・プレハブの更新を早くしてほしい。あわせて、耐震工事等の検討、費用の補償を行ってほしい。

・家のように生活している学童のプレハブも安全面を考え、耐震性のあるものにすべきである。

- ・今の助成金では、子どもが安心してすごせる場所の確保が困難なため、耐震工事も市の責任で行なってほしい。
- ・プレハブの学童でも、安全に過ごせるように、施設管理を徹底してほしい。
- ・耐震診断費用、耐震工事費、修繕費など助成金の増額をしてほしい。
- ・耐震強度のある借家に移れるような家賃等の補助もしてほしい。
- ・耐震基準を満たすために工事費用(もしくは施設、土地の確保)を全額市で保障してほしい。
- ・学童保育の質を保つため、安心してまかせられる、経験ある指導員が必要である。ベテラン指導員が長く働き続けられるように、経験加給を早急に予算化してほしい。
- ・指導員が給料面で安心して働けるようにしてほしい。
- ・家賃補助はあるのに地代補助がないのはおかしいので、検討してほしい。
- ・学童保育の位置付けは保育園同様でも、働いている指導員の労働条件は保育士とは雲泥の差である。こんなすさんだ状況で心豊かな子育てをしていくのは本当に大変なので、学童保育の助成金を大幅に引き上げてほしい。
- ・成長期の子どもたちが安全確保のために、朝から晩まで管理された部屋にいる仕組みには賛成できない。
- ・働きながらの子育て施策を充実していく事が、これからの名古屋市政の活力を育てていく上で、保育所とともにとても大切である。
- ・父母が仕事をしながら学童保育を運営するには限界があるため、市が主体となって関わってほしい。
- ・国民所得向上に貢献している夫婦共働きに対する支援がなければ、少子高齢化社会の労働人口はますます減少し、国力衰退につながるだろう。
- ・トワイライトルームの利用料と育成会の保育料とには3～4倍の開きがある。公平に選択できるよう、育成事業にも予算的配慮があってもよい。
- ・トワイライトと学童はまったく違うので、トワイライトを推進するのは反対である。トワイライトと同じ位の助成が必要。
- ・学童保育とトワイライトスクールの需要を把握したうえで、補助を充実してほしい。
- ・トワイライトと学童保育所、一人当たりの金額が合うように留守家庭児童健全育成事業にも助成してほしい。
- ・放課後子どもプランモデル事業やトワイライトルームについての検証が十分なされないまま、トワイライトルームに多額の予算をかけて本格実施していくことについて、疑問を感じる。
- ・学童保育とトワイライトスクール、トワイライトルームは全く別物であり、一元化するのではなく、それぞれを充実させてほしい。
- ・トワイライトではなくもっと学童保育に目を向けるべきである。学童を存続・強化させてほしい。
- ・時間をつぶせるだけの場ではなく、子ども達の成長を助けて守っていく場が子ども達に必要である。学童の指導員には、子ども達が心を開いているため、学校の先生より先にいじめの SOS をキャッチする。いじめや不登校など様々な問題が複雑化する前に、学童保育に目を向けてほしい。
- ・学童保育というシステムが確立されているのに、トワイライトルームを拡充させ学童を消滅させようとしているのは矛盾している。減税のためにお金を削るなら、トワイライトルームを削り、父母が運営している学童に予算を回してほしい。
- ・トワイライトルームの推進根拠としている就労支援は、すでに学童が果たしている。新規事業を立ち上げ、お金をかけるのではなく、今ある学童を充実させる方が合理的である。

- ・トワイライトルームには1カ所あたり1千万以上もお金をかけるのに、学童保育に対する助成が少なすぎる。
- ・共働き・ひとり親家庭の子ども達が、安全にのびのびと生活するには、トワイライトスクール、トワイライトルームではなく、学童保育が必要である。
- ・トワイライトおよびトワイライトルームの予算は増えているが、学童保育の予算は増えておらず、公平性にかける。
- ・学童に入りたくても金銭的な問題で入れない子どもがいる。トワイライトルームと同じか、またはそれ以上の金額を学童保育にも補助金として出してほしい。
- ・子ども達にとっては、トワイライトと学童の両方から選べること、親の経済的条件などに縛られないことが大切であると思う。
- ・子どもたちの豊かな放課後と健全な成長を保障するために、トワイライトルームを実施せず、その分の予算を学童にまわし、学童保育所を増やしてほしい。
- ・学童保育とトワイライトスクールは全く別。学童保育の良さを奪うことをやめてほしい。それぞれのさらなる拡充を望む。
- ・学童を利用している父母や子供たちはモデル事業の評価以上に満足している。一方的な評価等の情報提供はやめてほしい。
- ・現在の助成金額では学童一人当たりの保育料が高額であり、トワイライトルームと差がつきすぎている。これでは入所児童の増加の見込みがない。
- ・学童保育では子供達は明るく大きく成長している。トワイライトとは比較にならないので、補助をしていただきたい。
- ・トワイライトは、弁当を持参する必要があるが、学童保育は食事が用意されるし、外へ遊びに行けるからよい。
- ・トワイライトへの金額と学童への金額が現状に則しているかどうかをしっかりと議論し、優先順位を明確にしてほしい。まず、命を守ることに予算を充てるべきである。

(市の考え方)

留守家庭児童育成会(以下、「育成会」という。)への運営助成金は、平成 22 年度から国の基準に合わせたことにより、多くの育成会は増額となりましたが、一部の育成会は、減額となったため緩和する措置を行ってまいりました。

しかしながら、平成 22 年度以降に新規登録した育成会には、国の基準に合わせた助成で運営していただいております。また、緩和措置を実施してから3年が経過するなか、助成額の基準額自体を毎年増額しているため減額幅が縮減されていることから、平成 24 年度に緩和措置の額を2分の1に縮減したことに引き続き、平成 25 年度は廃止することを予定しております。

なお、助成額の基準額につきましては、平成 25 年度におきましても国の基準額改定に伴い増額することを予定しております。

4 使用料・手数料改定等

(子ども青少年局 1) 保育所徴収金 143 件

- ・保育料値上げ反対。
- ・保育料値上げ反対。また、少子化対策として第3子3歳未満児無料を継続してほしい。
- ・保育料値上げ反対。生活が苦しいので働いているのに、さらに子育て世代の負担を大きくする。
- ・今の段階でも保育料がかなり負担となっているのに、これ以上保育料を上げられてしまうと家計を圧迫する。
- ・保育料値上げは、「働くお母ちゃん応援、子育て支援、子育てするなら名古屋、子育てしやすい名古屋」に反する。
- ・これ以上保育料が上がると、少子化が進む。
- ・これ以上保育料を値上げされると給与の大半が保育料になり、何のために子どもを預けてまで働くのか分からなくなる。
- ・賃金カット、ボーナス削減の中、子どもを育てながら働く父母にとって、保育料値上げや第3子以降無料制度がなくなるのは困る。
- ・不景気のため、給料が減っている中での保育料値上げは家計をひっ迫するので保育料値上げ反対。
- ・消費税増税など子育て世代の負担が増えるので、保育料値上げは理解に苦しむ。
- ・保育料値上げには断固として反対。仕事をしても保育料を支払うのが困難になる。保育園に預けられず、仕事をすることも出来ず、生活していくことすら難しくなる。最低でも現状維持でお願いしたい。
- ・自営業でなかなか入所できず苦労した。その上、保育制度や保育料がコロコロと変わるようでは安心して子育てすることも働くこともできない。値上げは断固反対。
- ・保育料値上げ分の残業等が必要になり、子どもを保育園に預ける時間が増え、子どもと過ごす時間が今より短くなるので反対。
- ・保育園に預けるのは親が働くためである。保育料は無料であるべきで、今でも高く、値上げすべきではない。
- ・仕事のため、子どもが病気の時は、病児保育へお金を払って預け、休日・祝日出勤の時も、休日保育へお金を払って預けている。さらに、保育料まで値上げされれば、負担が増えるので保育料値上げに反対。
- ・保育料が上がってしまうと、保育園に預けられなくなって働ける時間が限られてきてしまう人達が多くなる。保育料が払えず仕事もできなくなる家庭も増える。そのようなことは時代に即していないし、むしろ女性の社会進出を阻害する。
- ・保育園は、出産後の女性の社会復帰の一助になるもので、保育料の値上げは反対。
- ・値上げする前に、まずは保育料徴収率をアップさせる施策が必要。
- ・少子化をストップさせるために、妊娠中の健診補助等が行われているのに、出産後にに関する保育料が値上がりするというのは矛盾している。
- ・保育料金の値上げは、たとえ高所得者といえども、少子化につながるおそれがあるため反対。
- ・第3子無料制度の見直しに反対。我が家は第3子まで子供を産む予定なのにこれでは産めない。
- ・保育料が払えないために3人目を産む人が減る。少子化対策のため第3子3歳未満児無料制度を継続してほしい。

- ・第3子以降の保育料無料制度について所得制限はつけるべきではない。
- ・保育料が高額で一人目二人目は入所できずに仕事場へ連れて行った。三人目は無料とのことで有難いと思い出産したが、無料制度廃止と聞き、また仕事場へ子どもを連れて行くことになる。
- ・第3子3歳未満児の一部世帯保育料徴収について、絶対反対。出生動向、女性の就労継続に大きなマイナスの影響を与える。第3子3歳未満児無料制度があったからこそ安心して3人目を出産した。制度の存続を強く希望する。
- ・第3子の保育料無料化に所得制限を設ける議論があるが、法人市民税の減税に所得制限を設ければ、子育て世代の負担を増やさずに済む。共働き家庭が、経済的に余裕を持ちながら、子育てできるような状況でこそ、消費が可能となり、企業活動にとってもプラスになる。こうした政策の転換によって、生産年齢人口が増加するような政策を求める。
- ・D 階層でも、一般市民といえる所得の家庭なので、保育料が高いと働くことをやめてしまおうと思わざるを得ない。また、第3子以降の制度についても、3人目を産むのは無理だと思った。
- ・D 階層と言っても、収入の差は広く、保育料の値上げがあれば、なんのために働くのか意味がなくなり、値上げに反対。
- ・D 階層3歳未満児の保育料値上げに反対。保育料が高額なため預けられず、仕事を辞めざるを得ないというのは時代の流れに逆行しているのではないか。
- ・現在においても D 階層の保育料は高すぎる。D 階層であるから金銭的に余裕があるとは限らないので、負担増に反対。今の保育料に差があることもよく考えてほしい。D 階層の少子化につながる。
- ・3歳未満児はもともと保育料が高く設定されているにも関わらず、さらに月額最大 9,500 円の値上げは余りにも負担が大きい。
- ・少子化になっている子育て世代にこそ手厚い施策が必要。したがって、保育料の値上げをやめることや保育所の増設こそ実施すべき。
- ・少子化の時代だからこそ、子育て家庭はお金のみでなく、さまざまな社会的負担をおっているもので、若い人たちが働きながら子育てしやすい環境、条件整備をすることが自治体の責任。
- ・少子化対策基本法の第4条では、少子化に対処するための施策を実施するのは地方公共団体の責務であり、今回の保育料値上げ及び第3子の保育料無料の廃止は責務を放棄したと言えるのではないか。
- ・待機児童の解消は市と国の責任で行い、市民に保育料値上げで負担を増やさないでほしい。
- ・少子化の今、保育料を上げるのは、国、市のためにはならないと思うので反対。
- ・若い世代は、収入も少なく、社会的ケアが老人と共に必要だと思う。値上げはもちろんのこと、将来的には無料に向けて動いていくべき。
- ・保育料をおさめる世帯の多くが共働きで、働いて税金をおさめている。子どもの豊かな育ちはもちろん、財政的にプラスがあることを忘れないでほしい。
- ・世界的にも子ども世代にかかる費用は無料化にすすんでいる。ぜひ、保育料を下げていく方向で考えてほしい。
- ・まずは景気回復優先で。共働きしなくて良くなれば、保育所の需要も少なくなり現行の状態でも大丈夫になるかもしれない。
- ・少子化対策として、保育園の拡大に努力してほしい。それが無い中での値上げには反対。
- ・質を落とさず認可保育園を増やし、待機児童が減るよう対策をしてほしい。
- ・保育士、職員の給与が上がらないのに、保育料だけ上げないでほしい。
- ・保育料値上げと保育園を民間移管することに反対。

- ・政令指定都市の中では、保育料の負担が少ないように見えるが、県内では本市の保育料は高い。もっと保育料の負担を減らして子どもを産みやすい環境を整えるべき。
- ・現行の対国基準徴収率が他県より低いからといって、それに合わせて本市を上げるのではなく、現行を維持しながら、他県に示していくべきではないか。
- ・突然の値上げは納得できない。皆がわかるように説明して納得させてから段階的に行うべき。
- ・入所児童増のため保護者負担軽減制度を維持するのが困難だから対国基準徴収率を上げるということは、待機児童の解消をすればするほど保育料が上がるということになるとすれば、納得できない。また、在園児達にとってこの負担増がどのようになって戻ってくるのか、具体的なメリットについても教えてほしい。
- ・毎年、値上げのたびに署名を集め、声かけをしているのを見ていると、市は市民の声を聞いてくれないのではと思う。ほとんどの人が納得できることをしてほしい。
- ・「保育料を値上げしないことを求める請願書」が議会で保留中であるにも関わらず値上げが提案されていることに疑問を感じる。保育料を値上げしないでほしい。
- ・値上げをする前に減税をやめるべき。減税することで生じる税收減を福祉への予算カットで補うことは許せない。
- ・市は減税をしながら、子育て世代への負担を増やすのは矛盾している。
- ・市民税減税5%分の財源を、保育料を維持する分(4億3千万円)にあてるべき。
- ・保育料値上げを提案する一方で、市民税減税は継続しようとしているが、子育て世代の保育料は年間数千円から数万円の負担増となるが、減税額は年間数千円である。
- ・減税より増税してでも手厚い福祉にしてほしい。
- ・保育園に入れている家庭は、夫妻で納税している。自分たちで払ったお金もけずられるのはおかしい。
- ・不要不急の公共事業は凍結または遅らせるべきで、少子化対策への手厚い施策がまず必要。
- ・待機児童解消と聞き、値上げに賛成。人件費により多くさいてほしい。よいスタッフをよりよい条件で雇用してほしい。保育所入所の要件は、不公平にならないよう厳しく査定してほしい。
- ・もう少し分かりやすく提示してほしい。値上げは仕方ないが、とりやすいところから値上げしていくと言うより低料金で幅広くの方がいいように思う。また、園の利用時間を拡大するなどサービス向上してほしい。

(市の考え方)

保育所は子どもの安心・安定した育ちを支援する「児童福祉施設」であり、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、国が定めた保育料の基準額に対して多くの市費を投入して保育料の保護者負担の軽減を行っています。

今回、保育料等のあり方について、本市の財政状況や適正な公的負担の考え方を踏まえながら、外部の有識者らにより、総合的に検討することを目的として、名古屋市社会福祉審議会のもとに「保育料等のあり方検討分科会」を設置し、平成24年10月に意見具申をいただきました。

今後も、保育料の保護者負担軽減制度を安定的に維持しつつ、保育施策の拡充を図る必要があると考えており、保育料の改定を実施してまいりたいと考えております。

なお、改定にあたっては、財政規模や保育サービスの内容が同程度である主要な政令指定都市の中で最高水準の軽減を維持するとともに、家計に与える影響を考慮し、下記の内容により実施してまいります。

- ① 平成25・26年度の2カ年かけて段階的な改定を実施します。

(2カ年の改定率:平均 10.1%(平成 25 年度:5.1%、平成26年度:5.1%))

平成 25 年度の改定にあたっては、一律の負担増を避け「所得税額 1,900 円未満の世帯(非課税世帯を含む)」の保育料は据え置きます。また、「所得税額 1,900 円以上の世帯」についても、所得の状況を踏まえ、改定額を 100 円から 9,500 円としてまいります。

- ② 保育料の階層区分の細分化や最高額の見直しを行い、所得の状況をより公平に反映した基準額表とします。(現行:19 区分 → 平成 25 年度以降:35 区分)

世帯第3子以降3歳未満児保育料無料制度につきましては、多子世帯の経済的負担の軽減を目的として、平成 16 年度に開始した事業であり、平成 24 年度においては、3歳未満児の入所児童の約1割の 1,690 人の児童に対し、約4億円の市費を投入して、経済的負担の軽減を行っています。

平成 24 年 10 月の意見具申においては、少子化社会の中で、施策の意義はあったとされている一方、今後の保育施策の拡大傾向や本市の財政状況などを踏まえると、事業の維持については、課題もあるとの提言をいただきました。

そのため、本市としては、制度の対象に所得制限を設け、段階的に軽減率を変更する見直しを実施することにより、制度の維持を図ってまいりたいと考えております。

保育料の徴収率は、平成 23 年度:99.73%と政令指定都市で最高水準となっておりますが、引き続き保育料の徴収率の維持・向上につとめてまいります。

待機児童の早期解消は、保育の実施責任がある本市に課せられた重要課題の一つであり、平成 25 年4月の「待機児童ゼロ」の達成に向けて、平成 22 年度以降、平成 25 年度当初までに、3歳未満児の入所枠 2,400 人分を確保することを当面の目標として定め、平成 24 年9月補正予算までに、認可保育所の新設 59 カ所、家庭保育室の設置 41 カ所など、過去最大規模の待機児童対策を積極的に進めることにより、目標を上回る 2,814 人分の入所枠を確保したところです。

一方、市民の方の保育ニーズは引き続き高いことから、平成 26 年 4 月においても「待機児童ゼロ」を維持することができるよう、平成 25 年度には、保育所の新設 14 カ所、家庭保育室の拡充9カ所などを進めてまいりたいと考えております。

保育所の入所につきましては、各区役所(社会福祉事務所)において、保育に欠ける時間や保育を必要とする程度など、個別の状況を十分に勘案し、公平に選考を行っているところです。

利用時間の拡大につきましては、保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育の実施か所数の増を図ってきたところであり、平成 25 年度においては 51 カ所の保育所で新たに事業を開始し、全 345 園中 266 園(実施率:77%)での実施を予定しております。

5 その他

公表について 2件

- ・予算事項は公開するとよい。公開することで市民も動き出すかもしれない。
- ・徹底した予算編成過程の公開を申し入れる。

名古屋市議会の議員提案で平成 22 年6月議会にて成立した「予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例」(以下「本条例」と呼ぶ)第3条では「各局からの予算要求の内容並びに財政局及び市長による査定の内容に関する情報を公開する」と定めている。

それを受け、名古屋市長は平成 22 年 10 月 18 日づけで「予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例施行細則」を定めた。

1. 条例を改正し、「各課からの予算要求の内容並びに各局・財政局及び市長による査定の内容に関する情報」を公開するよう求める。

本条例では、各課からの予算要求がいったん各局長でスクリーニングされ、その後財政課長に要求されたものののみ市民に公開されることになる。

これでは、現場に最も近い各課からの生の意見が市民に公開されないことになる。

現場のことを一番よく知っている各課の意見を市民に公開することで、市民からの意見もより集まりやすくなるのではないだろうか。

2. 規則を改正し、すべての事業に関して予算編成過程を公開することを求める。

規則 2 条で「各局が配分された財源の範囲内で行う新たな事業若しくは既存の事業(拡充、縮小若しくは廃止する事業に限る。)」と、対象を大幅に限定している。これは条例違反の疑いもある。

市民が関心を持つのは、新規事業・廃止事業はもちろんのこと、時代遅れとなりつつも、様々な政治的配慮等から抜本的に見直されることもなく継続されている事業がどの程度あるのか、そこにどれくらい税金が投入されているかということである。

全国の都道府県・政令市中最も予算編成過程の公開が進んでいる鳥取県では、すべての事業に関して、各課からの予算要求から公開している。時代遅れの継続事業にメスを入れることこそ、予算編成過程の公開の主眼ではないか。

3. 市民にわかりやすい資料を公開することを求める。

平成 22 年1月 12 日づけ予算編成過程の公開では、各事業名と説明2-3行、それに予算予定額しかなく、大変わかりにくいものである。

条例に基づく平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度当初予算編成の公開についても、2-3 行の説明のみであった(条例3条3「重点的な取組事項については、事業や施策の内容等に関して詳細な説明を加えるものとする。｣についても、特に変わりはない)。これは、条例3条3「情報の公開に当たっては、市民にできるだけわかりやすい内容とする」に反している。

少なくとも、名古屋市内部ではもっと詳しい予算要求資料を作成しているはずで、それを公開することは技術的には可能である。事実、予算要求資料の一部は情報公開請求して開示された。すべてを開示するのは市当局のやる気次第である。

鳥取県では、全事業に関し、事業費、人件費はもちろんのこと、【事業内容】①事業概要②検討状況③更新内容④必要経費⑤財源内訳、【これまでの取り組みと成果】①これまでの取組状況②これまでの取組に対する評価、【工程表との関連】①関連する政策内容、②関連する政策目標、【要求額の財源内訳】をすべてネット上で公表している。

条例に基づき、市民にできるだけわかりやすい内容を公開することを求める。

財政民主主義にとって、国民・市民による予算のコントロールは中心をなす。しかし、従来、予算編成過程の透明度は低く、市民がこれに参加する道も極めて不十分である。そのことが、一方にムダな支出を、他方に低い行政サービスを生んできたのではないか。こういった問題意識から予算編成過程の公開を行うのであれば、現在の名古屋市の取り組みはまだまだ不十分である。

昨年、一昨年も上記3点の早急な対応を求めたが、まったく改善していない。しかも、今回は11月議会終了後、12月11日になってはじめて情報を公開し、年末年始を挟んでおり、市民が意見を述べにくくなっている。

また、平成22年度予算編成時に行っていた、市長臨席のパブリックヒアリングが今年も行われず、年々市民の関心も落ちている。よりよい制度にするため、条例に公開期日を定めることや、パブリックヒアリングを明記すること、上記3点を明記すること等の改正を求める。

(市の考え方)

本市では、「予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例」に基づき、平成23年度予算編成からその編成過程を公開するとともに、市民の皆様のご意見を募集し、予算編成の参考とさせていただきます。

条例では、情報の公開は、各局からの予算要求後、できるだけ速やかに行うものとしており、平成25年度も、この趣旨に沿って調整を進め、1カ月程度の市民意見の募集を設け、予算要求に反映できるようにしてまいりました。

お寄せいただいたご意見の数は、701件となっており、多くのご意見をいただきました。(平成24年892件、平成23年度1,039件)

予算については、各局において検討、調整が行われ、各局長による意思決定を経て、財政局に要求され、財政局が要求の内容を審査した後、市長の最終的な判断を経て予算案が確定するという流れであり、一定の意思決定を経た、①各局からの予算要求、②財政局による査定、③市長による査定の3段階で情報を公開しており、市ウェブサイト、区役所情報コーナーや市民情報センターでご覧いただけます。

また、予算には数多くの事業が含まれておりますが、できるだけわかりやすくするため、公開する項目を、規則で、政策的事業、新規・拡充事業、廃止・縮小事業、使用料・手数料改定等に区分し、それぞれの項目で簡潔明瞭にお示ししております。

引き続き、市民の皆様のご意見を踏まえ、他都市の状況を参考にしつつ、より分かりやすいものになるよう努めてまいります。なお、個別事業の詳細につきましては、別途、情報公開請求の手続きが可能となっております。

また、パブリックヒアリングにつきましては、今年度予算編成過程において、公開の場では実施しておりませんが、郵送、ファックス又は電子メール等で市民意見を募集し、予算案の公開と同時に、市民意見の内容と市の考え方を公表しました。

福祉予算について 2件

- ・福祉、障害分野の予算を減らしてほしくない。削るところは弱者のところではない。公的分野を、私たち国民に丸投げしないでほしい。もっと市が責任をもってほしい。
- ・広報などで福祉に力を入れている記事を見ると、心暖まる気持ちになり、誇りに思い、また住人同士、力を合わせて助けあいたいという気持ちになる。仕事で市に携わっているが、福祉に対し予算を縮小廃止という内容を知ると正直またかとあきれてしまう。自分と隣り合わせの現実社会でなぜそんなことができるのだろうと残念でならない。人として誇りある優しい気持ちをやしなうためにも福祉予算を後退させることは反対。

(市の考え方)

平成 25 年度当初予算の編成にあたりましては、依然として厳しい財政状況の中で、年度当初に市長選挙が予定されていることを踏まえつつ、従来の方針を継続する事業や市政を取り巻く喫緊の課題に積極的に取り組むこととしました。

そのため、効果の薄い事業は見直し、より効果の高い事業に振り向け、全体として市民サービスを確保するという方針のもと、行政評価などを踏まえ、行財政改革を進め、財源の確保を図ったところで

す。

課題への取り組みとして、保育所入所待機児童のゼロ維持に向けた対策や子どもを虐待から守るための施策の拡充や、高齢者や障害者の施策の充実など福祉施策に必要な予算を計上しており、また、昨年度と比較して、障害者自立支援給付や子ども医療費助成、介護保険など医療や介護の経費も増額しております。

※ご意見については、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、一部要約又は分割して掲載しております。

また、事項名は、「平成 25 年度予算編成過程の公開」に掲載された内容の一部変更しております。